

第七十五回国会 参議院 社会労働委員会 會議録 第二十号

昭和五十年七月一日(火曜日)
午前十一時八分開会

委員の異動

六月二十五日
齋藤 十朗君
補欠選任
中西 一郎君

六月二十六日
柏原 ヤス君
補欠選任
黒柳 明君

六月二十日
菅野 タケ子君
補欠選任
星野 力君

六月二十日
玉置 和郎君
補欠選任
菅野 儀作君

七月一日
黒柳 明君
補欠選任
柏原 ヤス君

七月一日
中西 一郎君
補欠選任
夏目 忠雄君

七月一日
鹿島 俊雄君
補欠選任
古賀雷四郎君

七月一日
星野 力君
補欠選任
菅野 タケ子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

村田 秀三君
丸茂 重貞君
山崎 昇君
石本 茂君
上原 正吉君
小川 半次君
鹿島 俊雄君
神田 博君
古賀雷四郎君
菅野 儀作君
高田 浩通君
徳永 正利君

国务大臣

厚生 大臣 田中 正巳君
厚生大臣官房長 石野 清治君
厚生大臣官房審議官 山下 眞臣君
厚生省公衆衛生局長 佐分利輝彦君
厚生省医務局長 滝沢 正君
厚生省児童家庭局長 上村 一君

事務局長 常任委員会専門員
中 原 武夫君

説明員
文部省初等中等教育局特殊教育課長 国松 治男君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

夏目 忠雄君
森下 泰君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君

補欠として菅野儀作君が選任されました。

○委員長(村田秀三君) 原子爆弾被爆者等援護法案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

○浜本万三君 私は、本日は被爆二世の問題を中心にお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初にお尋ねをいたしたいのは、広島市や広島県で行いました被爆二世の健康状態に関する調査結果があるというふう聞いておられるわけですが、その内容を厚生省の方で承知されておりましたならば報告をしてほしいというふうに思ひます。

○政府委員(佐分利輝彦君) 広島で行われております被爆二世の健康調査のことについてはよく承知しております。ただ、県からの報告によりまして、被爆二世の一部の方々にブライバシーの問題から公表を差し控えてほしいという強い希望が出てまいりましたので、その詳細については厚生省にも報告をしないということになっております。

○浜本万三君 私が承知しております内容によりまして、調査いたしました被爆二世の数が四万七千人ぐらゐ、そのうち約一八％強の人が相当の疾病にかかっているというのを聞いておられるわけがあります。特にその疾病の内容というのは、健康管理手当てを受給できる十の疾病、つまり胃腸とか肝臓あるいはまた貧血その他造血臓器の患者が非常に多いというふう聞いておられるわけでございます。そういたしますと、被爆二世に関する今後の対策をいたしましては、広島市並びに広島県が行った被爆二世の調査というものは活用できる資料ではないかというふうに思ひます。活用できる資料とするならば公表できる範囲で公表をいたしまして、その資料を今後の二世、三世対策に使用すべきだというふうに思ひますが、その点について

ではどのような考え方でしようか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 被爆二世の調査につきましてはいろいろなものがございまして。しかしながら現在国際的にも認められておりますものは、国立予防衛生研究所の広島と長崎の支所と、かつてのABC、原爆傷害調査委員会とが共同で行いました調査でございまして、四十二年に発表されておりますけれども、被爆二世の白血病と有意の差がないということが報告されております。また、その後被爆二世についての寿命や死亡の調査も行われておりまして、現在は財団法人放射線影響研究所でそれを引き継いでおりますけれども、その後の調査の結果を見ましても、白血病もまた寿命も一般の方々と差がないということに現在ではなっております。したがって、いまお話のございました広島における二世の健康調査の一般的な障害の発生状況等は一応の参考にはなるのでございましてけれども、その点については、さらに被爆者の二世のそういった一般的な障害の発生状況と正確に比較検討した上でないといまのところは原爆対策に使えるということとは言えないと考えております。

○浜本万三君 いま局長からお話のございました旧ABCの調査でございまして、それによると確かに四割程度白血病患者があるけれども、これが原爆被爆による二世への影響であるかどうかについてはまだ認識が統一されてないというふうな点に伺っております。しかし、このABCの報告の最後の要約したくだりによりまして次のように述べられております。「放射線の影響が認められなかったというところは、その影響がないということにはならない。それはただ、これまで観察できた範囲内では影響が認められなかったというにすぎない。現在までの経験から、白血病増加の可能性についてはF₁、F₂というのは資料のことだろうと

思いすが、「およびその後の世代の長期観察を実施する必要がある」というふうに述べられてお

ります。同時にまた新しく発足いたしました放射線研究の今後の研究課題につきまして、二世、三世に相当する遺伝の問題が重要な研究課題になっておるといふふうに思ふわけでございします。そういうことを考えますと、有意の差が認められないということには影響がないということにはならないというふうに思ふわけなんです。ところが、その点について局長の見解を承りたいと思ふわけです。

○政府委員(佐分利輝彦) その点につきましては御指摘のとおりでございます。現在までの調査結果からは影響がないということにはなりません。したがって現在も新しい財団法人の放射線影響研究所がその研究を引き続いて実施することになっております。さらに近く開かれる日米合同の専門評議員会においても、この調査の重要性にかんがみまして、過去の調査の再評価、さらに今後の調査のあり方について、いろいろな角度から慎重に審議することになっております。

○浜本万三君 影響がないということではないというふうにお認めになりましたので、次の質問に入りたいというふうに思ひます。

現在わが国で放射線障害の防護に関するいろいろな法令があるというふう聞いておるわけでございしますが、現在どのような法令があるのかお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) 放射線防護に関する根拠でございますが、これは国際放射線防護委員会というものがございまして、そこからすでに三回ぐらいいにわたりまして勧告が出ておりますが、これに基づきまして放射線審議会に諮問した上で決められるのでございしますが、現在適用されておりますものは、民間に対する規制としては電離放射線障害防止規則というものが放射線障害防止の関係でございします。それから国家公務員の関係に、人事院規則に定めた職員の放射線障害の防止に関するものがあるわけでございまして、これらの基本は放射線障害防止法というものに基づいておるわけ

でございます。

○浜本万三君 そのほか私が承っております中には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、さらに医療法、同施行規則第二十四条ないし三十条にわたりまして、これは厚生省の所管であります。そのような規定があるということをお伺いしておるわけでございしますが、その中で特に次のような点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。たとえば厚生省の所管であります医療法施行規則によりまして、これは厚生省からいた

だきました資料によりまして、その百五十五ページであります。診療用放射線の防護のために、病院または診療所の施設の境界における放射線量が一年間約〇・五レムだというふうな理解をしておるわけでございしますが、これを超えないようにしなければならぬとしております。その根拠はどこにあるのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) ただいまお話しした医療法の場合の施設の基準を定めておるのでございしますが、これらの問題もすべて先ほど申し上げました国際放射線防護委員会の勧告に基づきまして、放射線審議会に諮問した上で定められているものでございします。

○浜本万三君 また病院の入院患者につきましても三カ月間につき百三十ミリレムを超えて被曝してはならないということも同時に規定されておるわけでありまして、これらの根拠は、局長のお話のように、一九六五年ICRPの勧告に基づいてつくられたものであるというふうに理解をしております。

○政府委員(滝沢正君) さようでございします。

○浜本万三君 つまり、これは年間〇・五レムを超すような放射線被曝には危険があるということになると思ふわけでありまして、つまり、〇・五レムを超えるような場合には危険があるということが確認されておるといふふうに考えて差し支えございませんか。

○政府委員(滝沢正君) この問題は、国際放射線防護委員会におきまして、個人に対する許容線量というものが現在の医学知識に基づきまして、身体に障害あるいは遺伝的障害等の起こる確率がほとんど無視できるという線量の根拠に基づきまして定められておるといふふうに理解をいたしております。

○浜本万三君 要するにこれを超えれば危険があるというふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(滝沢正君) 患者の場合等につきましては、これは施設の基準の問題はかなり厳密に数値を挙げておるわけでございしますが、実際に医療を受ける患者の問題につきましては、これは生命の判断、生命に対する何といひますか、価値の比較論が中心になる面もございまして、厳密な意味の患者のものに対する放射線防護の努力は当然配慮しなければならぬけれども、数値的にはやはり従事者の関係を中心と定めてあるというふうな理解をいたしております。

○浜本万三君 それは後者の患者の場合……。

それじゃ前者の一週間に付き十ミリレムといういわゆる年間〇・五レム相当の放射線量を超えてはならないということは認められるんではございせんか。

○政府委員(滝沢正君) 先生のおっしゃる〇・五レムというのは、職業の方が五レム、その十分の一ということとで特段の根拠はないというふうに承知いたしておるわけでございします。

○浜本万三君 これを超えたら危険かどうかという、その話を私は聞いておるわけなんです。ございまして、余り答弁をせらさないように率直に答えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) 先ほどお答えしましたように、国際防護委員会がこれを超せば危険であるというふうなぎりぎりのものとして五レムというものを定めてあるのではなくて、かなり安全性を考慮した上で、しかも自然のこの世界に存在する放射能の問題等も勘案して定めたものであるというふうなわけは理解しておりますので、先生

が五レムあるいは〇・五レムを超せばすぐ危険だという感覚について素直に危険だとお答えできないのは、やはり基本的にはそういう非常に安全な幅を置いた数値であるという点で御理解いただきたいというふうに思ふわけでございします。

○浜本万三君 それじゃ職業人の場合のことについて角度を変えてお尋ねをしたいと思ひますが、先ほど局長から答弁のありました電離放射線障害防止規則というものがございしますが、その百九ページにも載っておりますが、これは人事院規則の職員の放射線障害の防止についてということなんです。ございします。これは職業人として放射線業務に従事する者の受ける線量の限度というものが決められておるわけですが、これは職業人でございしますが、男子につきましては三カ月間につき三レム、それから生殖可能女子の腹部については三カ月間につき一・三レム、妊娠中の女子については出産まで一レム、こういうふうな規定を定められておると思ひますが、こういうふうな規定を定められておるというのはどういう理由でしょうか。

○政府委員(滝沢正君) 先生おっしゃるような数値が規則で定められておりますのは、このような妊娠可能な女子の腹部の被曝する限度というものがやはり定められていることは比較的その放射線の感受性の高い胎児に対する影響を考慮したものであろうというふうに理解をいたしております。

○浜本万三君 そういたしますと、この職業人の場合の規定でも、男子は三カ月間に三レム、ですから年間には少しふえると思ひますが、生殖可能な女子並びに妊娠中の者につきましては一・三レムないし一レムというふうなきわめて厳しい基準がある。一般人の場合にはその十分の一だと思ふならば、さらに厳しい基準になるというふうな思ふわけでございます。したがって、私は先ほどの話とこれを兼ねて申しますと、つなぎ合わせて申しますと、〇・五レム以上というのは影響があるというふうな見て差し支えないのではないかというふうな思ひますが、重ねて答弁をいたしたいと思ひ

うわけです。

○政府委員(滝沢正君) 先ほどお答えしましたように、妊娠可能ということはいわゆる胎児への影響を考慮したものであるわけでございます。そういう意味で女子の従事者の問題を今度は一般の患者としての女子、これに当てはめたときには、いま医学の放射線関係者の常識といたしましては、妊娠というものの可能性のある条件のときには腹部の防護装置等をいたしまして影響を極力患者に對する配慮としては防止するように努めることになつておるわけでございます。

で、基本的にまことの御質問としてのやはり危険性があるのじゃないか、しかも女子の場合はその限度が非常に厳しいのじゃないか、これはおっしゃるとおりだと思いますが、先ほど来お答えしましたように、その許容限界というものをその辺に置いたのは、決してそれを越せばすぐ危険であるという数値ではない。したがって、たとえば手の場合にはハレムまでいいとか、足とかそういう体の部分によつては二十レムまでいいとかいうような定めも一緒に一般的な定めとして、これは職業人でございますが、あるようなわけでございまして、一番問題なのはやはり骨髄、生殖関係の人体の器官というものが一番重要でございまして、したがって、女子の妊娠可能な女子というものは胎児への影響を考慮した厳しいものになつておるといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○浜本万三君 いまの局長の答弁では特に女子の腹部、妊娠中の胎児については相当重要な影響があると、こういう御答弁なんです、つまりこれは放射線による遺伝的影響の存在があるということとを認められて特に女子及び生殖可能な方、女子ですね、それから妊娠中の者に對しましては、先ほどお話をいたしました一・三ないし一レムというふうに厳しい基準になつておるといふふうに理解をしてよろしいですか、遺伝に関係があるということ。

○政府委員(滝沢正君) 遺伝そのものの、したがって、卵子とか精子あるいは染色体というようにな

ばりの問題に影響があるかどうかの議論は、これは必ずしも学問的に十分確立してないと思ひますが、放射線そのものが感受性の高いのは骨髄であり、あるいは生殖腺である。まして胎児となつた場合に対する影響というものは放射線の影響論、一般論としてこれは十分考慮する必要があることは学問的に根拠があるものと思つておるわけでございますので、したがって、先ほど来お答えいたしておりますように、人体の放射線の影響を受ける部分によつて差が設けられておるほどにやはりその胎児あるいは骨髄というものは放射線の感受性が高いということは、これは学問の根拠のある問題であるわけでございます。

○浜本万三君 学問に根拠があるということと、それから実際に遺伝的影響があるんだということとは、確かに局長が言われるように、必ずしも一直線に結びつかないものがあるかも知れません。しかし、学問で根拠があるということとは、その可能性というものをきわめて多く秘めておるといふことは言えると思ひます。そういう立場から申しますと、妊娠中の女子並びに生殖可能な女子、それに対して厳しい基準をつくつておるといふことは、やはり遺伝的影響が存在するといふことを政府も認めなくちゃならないんじゃないかと思ひますが、重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) この遺伝的という言葉のお使いになつておる理解の問題でございますが、先ほど精子、卵子というような基本的な生殖に関連する言葉を出したのは、胎児というものの影響するものを広い意味では遺伝と言へると思ひますが、厳密な意味の遺伝というのは、そういう胎児という姿になつてから影響を受けたものでなくて、根っここの精子、卵子あるいは染色体という部分のところに遺伝的な問題があるから、したがって、胎児を持つていない女子の姿というものの先生のおっしゃる遺伝という意味と、それから胎児になつたものが影響を受けることを広い意味でこれを遺伝と、要するに、生まれる前に何か影

響を受けたと、この言葉の使い方を限定して申し上げますという、胎児に關してのいまは一レムとかあるいは一・三レムというものは胎児に対する影響を考慮したものというふうな考へております。

○浜本万三君 そうすると、遺伝的な影響というのは全然認めてないんですか、政府としては。私は、少しでもやつぱり学問的に可能性を見出しておられるわけですから、かも知れないという危険性というものの、不安というものは十分あるといふふうに理解をしていんじゃないかと思ひますが、それを極端に拒否される理由が私にはわかりません。そういう点もう一回ひとつ答弁してもらいたいと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) 私の理解している範囲では、先生の御質問は、厳密な意味の遺伝の方への影響のことを私が否定しているといふふうにお受け取りでございますが、これはやはり学問の根拠としては、骨髄関係というふうな、成人してから要するに人体に、生後、生まれてからは骨髄とか生殖腺の感受性が高いことはきつて申し込んでますが、染色体あるいは卵子、精子への影響というところは、確かにこの放射線の学問の上では他の問題よりも影響があるだろうといふことは私は否定できないと思ひますけれども、これが学問的に完全にどの程度の放射線を受ければ、卵子、精子あるいは染色体を通じて明らかな遺伝的な影響があるといふことについては、学問的なはつきりとした明快なものは私は出ておらないといふふうに理解しております。

○浜本万三君 影響があるであらうと思つたといふふうな回答をいただいたのでありますが、私も、局長がやや正直に答えてもらったことを、実はそれである意味では評価するんですが、やや影響があるかも知れない、あるいは影響があるだろうといふことは否定できないという表現でありましたんですが、要するに、影響がないことではないといふことははつきりしたわけです。そういたしますと、広島、長崎の放射線障害の遺伝的影響について、これまでたびたび本院の附帯決議でも衆議

院の附帯決議でも、繰り返してその対策を講ずべきだと、こういう決議がなされておるわけなんですが、先ほどからお尋ねをしておりますように、その対策についてはほとんど講じられてないといふところに私は大いなる不満を持っておりますのでございますが、これまでどのような対策を講じられてきたか、つまり、附帯決議の精神に沿つてどういう対策を講じられてきたか、その点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほど申し上げましたように、放射線影響研究所におきまして、被爆二世、三世の調査研究を今後も続けると同時に、去る四十八年からは被爆世帯の健康状態に關する調査研究というテーマを掲げまして、広島、長崎の大学、原爆病院、医師会、原対協の検査センター等の協力をお願いして、健康状態の調査を、二世、三世についても行つておるところでございます。このように、政府といたしましては、今後二世、三世の健康状態の調査研究につきまして、大いに力を入れてまいりたいと思ひます。

○浜本万三君 いまの調査のことなんですが、これは五月十六日の地元中国新聞の報道によりますと、アメリカにおきましては、遺伝に關するプロジェクトチームをつくりまして、新しく結成いたしました放射線の研究について相当まとまつた示唆をされておる報道があるわけなんです。ところが日本側については、研究をしておるんだというお話がございすけれども、一向にそれに対抗いたしまして、日本の国民的な立場からどう取り組むべきかという提案がないといふふうな言われておるわけです。これはもうまことにアメリカの言いなりになるということで、遺憾な話なんですが、これについては、先ほど局長が答弁されました研究をしておるといふ答弁と全然食い違つておるような報道が出ておるんですが、これはどういふふうな受けとめておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 現在も被爆二世の研究はしているわけでございますが、その今後の

あり方について、先般アメリカの旧ABCの諮問委員会が勧告を出したものが中国新聞に載ったわけでございます。日本側といたしまして、先週日本側の放影研の科学専門評議員の会合を開きまして、そういったことを中心にしながら、種々の立場から今後の研究のあり方を検討したわけでございますが、これはまた公表はされておられませんけれども、来月広島で開かれます日米合同の専門評議員会で日本側の提案がなされるものと考えております。

○浜本万三君 いずれにいたしまして、アメリカのプロジェクトチームは相当まとまった報告をする、日本側が一向にその対応性が無いということでは、放影研に対する国民の信はますます薄くなってくるというふうに思うわけです。しかも、アメリカ側のモルモットにされておるといふ批判も高まっているのは当然だといふふうに思いますので、積極的に日本側の考え方をまとめて、そして二世、三世の問題、遺伝の問題にある種のやっばりまとめた意見を早く出していただくように、この際要望しておきたいというふうに思います。

それから次の質問は、これはこの前もちょっと質問の中に出たことなんですが、五月二十五日のこれは朝日新聞の報道によりますと、昨年の末、長崎大学の医学部附属病院で、祖父父母が被爆者である、いわゆる被爆二世に当たる赤ちゃんが白血球で亡くなったということが報道されておりました。この事実を厚生省は無論知っておられると思うんですが、これは祖父父母の被爆と無関係ではないというふうに思うんですが、これについての見解を承りたいと思います。

○政府委員(佐分利輝彦君) この赤ちゃんの白血病につきましては原爆放射線の影響を無視することとはできません。そのような観点から、私も県の方に連絡をいたしまして、本件について詳細な調査をしてもらうようにいたしたいと考えておりますが、従来からの慣例に従えば、本件につきましては、長崎大学の原爆の放射線医学研究施設、さらに長崎にございます放影研の研究所、こういったところが直ちに連絡をとって種々の角度から調査研究をしておるものと考えております。

○浜本万三君 現地の調査研究をしておるものだとおっしゃるに、お話がございましたが、現地の実情を厚生省は把握をされておるわけでありまして、うか。また現地から収集した関係資料によつて一定の行政的な見解、対策というものを講じる必要もあると思うんですが、これについてはどういふような取り組みをなさっておられるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(佐分利輝彦君) 厚生省としてはまだ正式に報告を受けておりません。新聞報道で知っておる程度でございます。したがって、先ほど申し上げましたように、これから地元と連絡をいたしまして資料等の御提出をお願いしたいと考えております。

○浜本万三君 先ほど私が申しましたように、被爆二世、三世の問題については、いかにも行政が冷淡であるといふことをお話ししましたが、このケースにつきましてもいまから資料を収集いたしました。この対策を講じるというところなんですが、この事実が報道されたのが五月二十五日でございますので、すでに相当の期間が経過をしておるわけなんです。私はそういうところによつて、被爆行政に対する厚生省の取り組みが不十分だといふ被爆者の皆さんの不満が出る原因の一つがあるのではないかとおっしゃると思いますので、早速この調査を進めるための具体的な行動を起こしていただきたいというふうに希望しておきます。

その次のお尋ねは、被爆者の子、いわゆる二世の数などについて相当プライバシーの問題があつてその数の発表とか、いろんな事情について発表されたいかというものがよく隠されがちなんです。ごいいます、厚生省としてはいよいよ二世代はどのぐらいいるかというところをつかんでいらつしやいますでしょうか。つかんでおられませんでしたか、その数と数をはき出した根拠などについてお答えをいただきたいと思うんです。

○政府委員(佐分利輝彦君) 被爆二世の正確な数をつかんでおりません。

○浜本万三君 全然つかないといふのはおかしいですけれども、よくまあ役所としておやりになる推定と申ししようか、そういうものもわかりませんでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 推計もいたしております。

○浜本万三君 別な角度からお尋ねするんですが、被爆者健康手帳の所持者が昭和四十九年の三月末で三十四万九千七百七十七人と厚生省の御報告がございまして、その中の子供というのはわかりません。

○政府委員(佐分利輝彦君) 調べればわかりますが、現在手元に資料を持っておりません。

○浜本万三君 やつぱり二世問題が重要な課題になっておるんですから、その程度のことば調べておく必要があると思ふんです。そこに二世対策に対する厚生省の前進的な姿勢がそれだけでも私はうかがえないわけなんです。大臣にこれはお尋ねするんですが、二世の問題は非常に重要な課題になっておるわけなんです。二世にかかわるただいま申し上げましたような資料を初めといたしまして、今後の調査、積極的に取り組む姿勢をぜひつくってもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田中正巳君) 被爆二世問題いろいろと世上論議をされております。いまいろいろとお話ございましたとおり、厚生省としては研究調査に今後ひとつ大いに努力をいたしたいというふうに思ひます。ただこれの扱いにつきましては、政治的な立場から申しますと、被爆二世の方々のいろいろなデリケートな気持ちをよくくんでこつたものに対応しなければならぬことはもちろんだつたらう、この辺の調和というのが私どもとしては慎重に配慮しなければならぬまい。しかし、調査研究はひとつ前向きに努力をいたしたいというふうに思ひます。

○浜本万三君 先ほど厚生大臣の答弁をいただいたんですが、要するに、実際の数も把握してないというところは、やつぱり将来の対策について十分立てられてないということがうかがえるわけなんです。ありますが、しかし、衆参両院の社労委員会におきまして、たびたびこの点についても附帯決議がなされておるわけでございます。特に四十年ごろから問題が大きくなりましたので、本院の当委員会におきまして四十年以降再三被爆二世、三世に対する放射能の影響についての調査研究及びその対策について十分配慮するように決議がなされておるわけでございます。せつかく大臣の前進的な答弁をいただきましたので、今後ともこの点についてさらにさらに強力に積極的に対策を講じていただくことをお願いしたいと思います。

次は、広島市が独自に被爆二世で申し出のある者に対して昭和四十八年度以降健康診断を実施しておるわけなんです。承知されておるとするならば長崎や同じく被爆者の多い静岡等では一体どういふふうになっておるんだらうか、もし実情を把握されておりましたらお答えをいただきたいと思ふんです。

○政府委員(佐分利輝彦君) 広島市が昭和四十八年八月から被爆二世の希望者に対して健康診断を実施しておりますことは承知しております。対象者は広島市内に居住する昭和二十一年六月一日以降に生まれた方で未就学児を除いております。内容は、年一回一般検査と精密検査をやっております。検査の実施方法は財団法人広島原爆被害対策協議会の原爆検診センターに委託をいたしております。

ところで、ほかの県でございまして、長崎市はまだ実施しておりません。また静岡市についてはまだ実施してあるというところは聞いておりません。私が存じておりますのは、京都府と北海道が三年前から実施いたしております。

○浜本万三君 広島の実施しておる健康診断の費用はどのぐらいになっておるといふふうに聞いておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 健康診断の費用はどのぐらいになっておるといふふうに聞いておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 健康診断の費用はどのぐらいになっておるといふふうに聞いておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 健康診断の費用はどのぐらいになっておるといふふうに聞いておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 健康診断の費用はどのぐらいになっておるといふふうに聞いておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 健康診断の費用はどのぐらいになっておるといふふうに聞いておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 健康診断の費用はどのぐらいになっておるといふふうに聞いておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 費用については現在手元に資料がございませんけれども、四十八年度の検査の状況を見ますと、一般検査は五百七十八人、精密検査が五百七十七人、このようになっておりましてそれほど大きな額ではないのではないかと考えております。

○浜本万三君 いま伺いますと、広島が精密検査及び一般検査で大体千人程度、それから京都、北海道で少しやっております。静岡で私が聞いたのは七百四十人程度今年度からやっております、こういうふうになっておるわけです。そしてその費用も広島の場合に大したことはない、こういうお話でございます。私は政府が二世対策について実態を調査し積極的に行政を進めるということになりまして、せめてこの程度の健康診断につきましては、全額国が見るべきではないかというふうに思うわけなんですが、その点いかがでしようか。

○政府委員(佐分利輝彦君) そのような御希望もあろうかと思いますが、先ほど大臣も御説明いたしましたように、二世、三世対策につきましては就職、結婚、その他いろいろむずかしい社会問題がございます。したがって、これを正規の施策として大つぱらに実施するということについては希望なさらない二世や三世の方も少なくないわけがございますので、今後の問題として慎重に検討しなければならぬことであらうと考えております。

○浜本万三君 まだ私は長崎がやってないので、長崎にやらせるような行政指導が必要であると思うんですが、この点いかがでしようか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 長崎がまだやっております。ただいま申し上げましたようないろいろな複雑な事情があるからであらうと思えます。しかし、そのような御要望であれば、長崎市といろいろと相談をしてみるにやぶさかではございません。

○浜本万三君 複雑なので広島では申し出のある者に対して昭和四十八年からやっております。私は、北海道も京都も静岡も同じ精神でやりに

なっておりますというふうに思うわけです。だから申し出のある長崎の被爆者に対しては同様な措置を指導するということは二世、三世に対する積極的な取り組みをすることになるのであつて、何も被爆者の皆さんのプライバシーをむやみに侵すことにはならないというふうに思うわけです。この点わずかな費用であるとするならば、先ほどの前提を確認した上で国が健康費用をぜひ負担してもらいたいというふうに思うんですが、これはひとつ大臣の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(佐分利輝彦君) もちろん現在希望者に対して健康診断を行っているわけでございまして、そのような希望者に対して健康診断を行うことすらもいろいろ問題があると指摘する方々が少なくないわけでございます。したがって、そのような点をよく考えながら地元の関係当局ともよく今後検討を進めてまいりたいと考える次第でございます。

○浜本万三君 いまのお話によりまして、被爆二世の中には自分は被爆者の子供だということを名乗ることについてちゅうちょされる向きがあるというのを私も承知をしておるわけでございまして、そういう気持ちがあるということは、一体その方々はどういうことを危惧してそのような心配をされておるのでしょうか。ここが私は被爆対策について重要な施策の出発点になるんじゃないかと思うんですが、その点はどういうふうにお考えでしようか。

○政府委員(佐分利輝彦君) やはり原爆放射能の影響がかなり二世、三世に遺伝的な形であらわれてくるということが、結婚とか就職その他でいろいろな差別を受けることになるというお考えではなからうかと思ひます。

○浜本万三君 そういたしますと、一般的には役所の方でどういうお考えがあつたにしろ、被爆者の影響は二世、三世に出るのではないかという心配があることはもう明らかであります。学問的にも肯定をされておるわけでございまして、いうことは、社会常識として二世、三世に影響が出

るかもわからない、そういう不安な感情というものがあつて、それは間違いないというふうには思ふわけですが、そういう気持ちがあるとすればこの問題を一刻も早く政府で取り組むことが私はそういう不安をなくし、かつまた、この苦しんでいらつしやる被爆者の皆さんに対する光をあけることになるのではないかとこのように思ふわけでございまして、さらに二世、三世に対する取り組みを積極的にやつていただくように重ねて要望をいたしまして、私の質問を終わりたいというふうに思ひます。

○委員長(村田秀三君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時三十三分開会

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き原子爆弾被爆者等援護法案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○柄谷道一君 昭和三十八年の十二月七日、東京地裁は、広島、長崎での原爆投下は国際法違反である。しかし被爆者は、アメリカ法上、日本法上、個人としてその被害に對し裁判所に賠償を求め道はない。立法府及び行政府が被害に對し十分な救済策をとるべきことは多言を要しないという判決を下していることは御承知のとおりであります。

六月十七日の本委員会が高野、田沼両参考人は、この判決は国家補償の立場に立つものであり、政府の持つべき一般戦災者とのバランス論、国家との身分関係論、社会保障の枠内論は当を得ないものであると陳述をしておるわけであります。

まず冒頭、厚生大臣に、この東京地裁判決に対する政府としての所信をお伺いをいたしたい。

○国務大臣(田中正巳君) いまの昭和三十八年の

東京地裁の判決ですが、この判決理由についてはもう先生すでに御存じだらうと思ひますので、これをいろいろ繰返しませんが、要は、法律論上はこの問題に対する解決のしようは見出しがたいというところであるように思ひます。もつぱらこれに対する答えとしては、政策の選択のいかんによるものであるというふうな内容であるというふうには私は読んでおるわけであります。

そこで、いわゆる戦時国際法違反であつて、そして日本がこれについて損害賠償請求権を放棄した、そうした状況の中から、個人が国ないしは米政府に対して損害賠償請求を起す法的根拠は国際私法上もない、こういうことだろうと思ふのでございまして、そうした趣旨で法律論を進めることができないが、要するに政策の選択によつてこの問題を解決するべきであるというのが論旨であつたように思ふわけでございまして、そういうことで、いよいよ政策の選択論ということについてわれわれの間でいま討議をしているというのが実情じやなからうかと思ひます。

○柄谷道一君 私は、東京地裁の判決で重要視しなければならぬ点は、特に法律上の論議は論議として、立法府及び行政府が特にこの原爆被爆者というものに対して手厚い措置をとるべきことが当然であるということをおえてその結語に強調している点を見逃してはならぬと、こう思ふのであります。

原爆は、国際法の中で明らかに禁止されている毒ガス、生物化学兵器以上の無差別大量殺戮兵器であり、その熱線と爆風によつて大量の生命と財産が奪われたのみならず、戦後すでに三十年を経た今日においても放射能によつて多くの人が健康を害され、生活に苦しめられておるわけであります。伊東参考人は、原爆の本質は瞬時性、無差別大量性、総合性及び持続性にある、そして命と暮らしと心の被害ははかり知ることができない、こう陳述をしております。私は、被爆者のこの肉体的、精神的、社会的さらに生活的な苦悩というものには普通爆弾による被害者と大いに異なるもの

があると思うのであります。

この点に関し、厚生大臣は普通爆弾による被害と原爆被害者とを対比してどのような把握を持っておられるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(田中正巳君) そうしたいろいろな御趣旨がございましてわれわれ原爆二法というものを中心にして施策を実施をいたし、また逐次この施策の充実を図つてきているわけでございます。したがって、普通爆弾の被害者に対しては、この種の措置はとつておられないということであらうと思ひます。そこに、私もいへば、やはり、普通爆弾の被害者と原子爆弾の被害者については考え方を異にし、したがって、施策の内容については格段と違つてゐるということであるというふうな認識をいたしておりますが、問題は、その認識から出てくるところの実際のところの施策についてお互いに意見の食い違いがあるというところからいろいろ議論が展開をされてゐるものというふうな思ひ方でありま。

○柄谷道一君 いま並行審議をされております野党の援護法と政府案の本質的な相違というものは、野党四党案は国家補償の理念に立つべきであるという点に貫かれており、政府案は原爆被害者の特殊性は認めるけれども社会保障の理念にやはり基本的に立つべきである、この見解の相違ではないかと、こう思ふのであります。

私は被爆者の実態調査のために広島に向きました。そのときに被爆国日本が国家補償を確立することこそ非核三原則を真に裏づけることではないか、原爆被害者達に刻まれた「あやまち」は繰返えしません」という言葉を生かす道は国家補償の責任を明確にすることではないかと、強い訴えが被爆者から訴えられたわけでございます。戦後三十年を契機として、私はこの原爆問題に対する戦後処理を完結させるべきではないかと、こう思ひます。政府が野党の援護法に賛意を表し得ないと、その理由が国家補償の原則を打ち立てることに異論があるのか、それとも援護法案の内容そのものになお検討を要すべき点があるとの判断から賛意

を表し得ないのか、その理由を明確にしたい。

○国務大臣(田中正巳君) 私は、基本的に、政策の内容につきましてもは国家補償の精神に基づく場合とわれわれの立場と具体的にいう施策について、は本質的に余り違いがないのではなからうかと、このように認めていたしております。要は政策の選択の問題だろうというふうに思ひます。若干の違いはあろうかと思ひますが、これについては後ほどまた御質疑等もあろうと思ひます。それから申し上げますが、私もいへば、施策の内容についての議論というのが最も現実的であり、また、そうした面から話を進めていく方がよろしいというふうな思ひ方でありま。なお、国家補償の精神に基づくか基かないかということについては種々議論のあるところでございまして、厚生省としていかにして現実には被害者の方々に救済の手を差し伸べるかというその政策の選択の問題として議論をした方がよろしいのではなからうかと考えておるわけであります。そうなつてまいりますと、どちらの法律においても、どのような政策を選ぶかということについては余り変わりがない。そこで、しからば、皆さんが御提出になつてゐる法律については一体何で政府としては同調ができないかということになりますと、施策の内容について、われわれとしては、第一には、やはりいろいろ議論がございしますが、他の戦争犠牲者とのバランスの問題、これについてはこの間参考人から議論がございましたが、私もその点についてはいろいろと議論があるわけでございまして、第二は、やはりこうした政策の内容を実施する場合における財政上の考慮も私はないとは、率直に言うて申さなければならぬと思ひます。等といったようなところに大きな論拠があるというふうな思ひ方しております。

○柄谷道一君 私は、大臣、政策選択の問題である、こう言われるわけであります。問題は、政策を選択するに当たつて、その基本にいかなる考

え方を持つかという、そのことは選択に大きな相違を示してくると、こう思ふわけであります。まあバランス論、財政論、確かにそれを度外視して政策を選択し得ないことはこれは事実でございませうけれども、しかし、それらの論点の上に立つても、なおかつ、国家が被害者に対して手厚い手を差し伸べるべきであるとの理念に立つかどうかではその政策の厚みというものが相当違つてくるのではないかと、このように思ひます。大臣に、しかし、この問題だけ議論してございしてもいいまでもすれ違いであらうと思ひますので、大臣に野党四党の出したこの精神というものをくみ取つていただくことを強く希望いたしまして、問題を次に発展さしていただきたいと思います。

同じく、過日の本委員会、市川定夫参考人はICRPの一六五五年勧告による線量限度十レム、それはそのものについてもなお検討を要する問題点が多いと、しかし、現在政府の採用してございす二十五レムという基準については、昭和四十年以前の尺度であつて、古い不完全な資料に基づく非科学的なものであると陳述をされているのであります。私はこの陳述はきわめて重大であると思ひます。政府は、一九五八年の勧告の後、一九六五年に新しい勧告がなされたというこの事実をどう評価しておるか、また、新しい勧告に対してどのようにその後対処されたのか、この点についてお伺いをいたします。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先般、市川参考人がお話しになりました一九六五年の国際放射線防護委員会の勧告の中にございまして一回の被爆が十レムという基準につきましまして、私は、これはその勧告が述べておられますように、計画的に特別に被曝する場合の基準であると考えております。と申しますのは、普通の放射線 取り扱い業務をやつておられます、従来の基準のような年に五レム、十三週で三レム、週で〇・三レムという基準を守りにくい場合があるわけでございまして、通常の業務としてそれよりも多量の放射線を浴びるという業務がときどきあるわけでございまして、

そういった計画的に特別に被曝する場合の基準を一回十レム、一週二十五レムと定めたものが先般市川参考人がお話しになりました新しい基準でございまして、で、確かに、その後のいろいろな学者の御意見を聞きましても、だんだんと放射線の最大許容量などは下がつていくような傾向にございまして。しかし、今回私も保健手当支給の基準として採用いたしました二十五レムは、また別の角度から取り上げたものでございまして、一回にどれぐらいの放射線を浴びれば臨床上に証明されるような障害があらわれ始めるかという基準を採用したわけでございまして。その場合も、現在の通説をいたしましては百レム以上というのが通説であらうと思ふのであります。特に一九五八年の国際放射線防護委員会が勧告いたしました一回に二十五レム以上浴びた場合には専門医の指導を受けなければならぬと、そういった基準、さらに、一九七一年にアメリカの放射線防護測定委員会が決めた原子炉の事故などで危険地域に立ち入る場合の制限二十五レム以下と、こういったものを参考にしたわけでございまして。なお、当然のことながら、従来、医学的臨床上に、一回の放射線の照射で臨床上な障害があらわれると言われておりますものは、厳しくとりましても二十五レムでございまして。

○柄谷道一君 私はこの方面の専門的学者ではございませんけれども、世界の傾向として、このICRPが一九五八年、一九六五年と二つの勧告を出したということ客観的に対置して見るならば、やはり線量そのものが二十五レムより少量であつても人体に影響するのではないかということで、その基準というものを厳しく見つつあることは世界的な動向であると思ふのであります。したがつて、このような世界的動向を考へるならば、この二十五レムという在来五八年度の勧告に基づいて制定したこの基準そのものについても、当然、科学的な立場からこれが再検討が行われ、そして、その再検討の結果に基づいて支給の範囲等が考えられるべきである。これはどういふ言ひわけをす

るとかへ理屈をつけるのかということではなくて、まさに世界の大勢であり科学者の大勢ではないかと、こう私は思うのであります。いまの局長答弁ではございませうけれども、今回直ちにその基準というものを変更することはできないとしても、今後の問題として、この線度、線量限度というものについて政府としては検討する用意があるのかどうか、再度お伺いをいたします。

○政府委員(佐分利輝彦君) 結論から申し上げますと、国際的に權威のある勧告とか基準で一回の照射で障害をあらわしてくる放射線の量が現在の二十五レムよりも少ない放射線の量で起こつてくるといふ基準なり勧告が出てまいりますれば、私どもは保健手当の基準も変えなければならぬと考へております。なるほど二十五レムというのは一九五八年の勧告では職業人の基準でございまして、一般市民の場合どうなるか、胎児の場合どうなるかという問題があるのでございしますが、それにつきましても、たとえばかつて子供の胸腺肥大症を治療するために生後二週間から三週間ぐらいの子供に放射線を多量に浴びせたことがございまして、そういうふうな場合の赤ちゃんの健康状態の追跡調査が行われております。また、妊娠しておるお母さんに放射線診断のためにかなりの放射線を照射したという場合の追跡調査も行われておりますが、現在のところそういう種々の調査研究の成果を見ましても、子供から大人までひつくるめまして一回の放射線障害があらわれ始めると考へられる線量限度は二十五レムとなつておりますので、こゝしばらくはこの基準で保健手当を支給してまいりたいと考へております。

○柄谷道一君 私はICRPの新しい勧告を持つという、そういう受け身の体制ではなくて、国内にもこの方面の専門家が数多くわが国にもあるわけでございますから、厚生省として前向きに果たして現在の線量限度というものが純科学的に見て妥当なのかどうかというものについては、広く科学者の意見を求めて、そして国民の納得できる線量限度というものを速やかに示されるようにしております。

の点は強く求めておきたいと、こう思うのであります。

次に、広島県及び市は、被爆直後二十九キロ範囲、当時二十四町村に降つたいわゆる黒い雨の降雨地域を原爆被爆地域に指定するように陳情いたしております。私は、昭和二十八年発行の日本学術会議による被爆調査報告書、及び県、市が実施した健康状況の調査結果と有病率等からながめまして、これらの地域が放射能の影響を受けていることは明らかであると思ふのであります。追加指定の手続を当然と思ふべきだと思いますけれども、政府の見解はどうでございしますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) この問題につきましては、かねて本委員会でもお約束いたしておりましたように、先般数人の学者に御参集いただきまして、種々の角度から検討していただいたのでございしますが、現在の資料によつては当該地域の住民が多量の放射線を浴びたという確たる証拠がございしません。しかしながらこの問題は当該住民に非常に不安を与えているような大きな問題でございしますので、明年度こういった地域を含めて、広島市、長崎市の土壌の放射能の精密測定調査をいたしまして、その結果を見た上で慎重に判断したいと思ひております。

○柄谷道一君 明年度大々的な調査をやりたいというところでございしますけれども、その調査報告に基づいては追加指定もあり得ると理解してよろしうございしますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) そのように私どもも考へております。

○柄谷道一君 ぜひその調査結果というものにつきましたは、われわれの方にもまた明確にお教えをお願いしたいと思います。政府案で新設されました保健手当の支給を爆心地から二キロ以内と、このように画一的に線引をすることにしましては、広島県、市の陳情を聞き、実態を視察しても問題があると思ふのであります。県、市は町指定にすべきである、このようない陳情を政府に対して行つております。さきの委員会において政府は地元とよく相談をして措置をしようと、こう答弁をされております。その趣旨は県、市の意向はこの地元との協議において大方これが入れられるものと、こう理解してよろしうございしますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) そのように理解していただいて結構でございします。

○柄谷道一君 ぜひ地元の要望を入れて、少くともそのように運営をお願いしたいと、これは強く求めておきたいと思ひます。

次に、原爆病院、これも本委員会たびたび指摘されたところでございしますが、建物、設備等ともに老朽化をいたしております。かてて加えて患者の老齢化、慢性化によるベッド回転率がきわめて悪い、高度医療を必要とする、入院している患者から差額ベッド料を徴収することは不可能である。また不採算な研究所を併設している、私はこれらの事態は他の医療機関とは全く異なっているものでありまして、端的に言うならば、当然これは不採算医療であると思ふのであります。私は予算委員会の集中審議のときも、老人病院の例を挙げまして、各種の医療機関というものを一概に取り扱うことの矛盾を大臣に指摘をいたしました。私はあらゆる病院がその病院の性格というものにかかわらず画一的に独立採算制をとらして、医療収入によつてその支出を賄ふという原則を押しつけることに問題があるのではないかと、このように考へているわけでございます。国立病院に移管することにつきましてはなお検討を要するとしても、少なくとも原爆病院の対策と設備は国費によつて整備を図る。国の運営費補助につきましたも、この原爆被爆者を収容しているという特殊性にかんがみて大幅増額を行う。さらに現在一億三千八百万円に達する累積赤字の解消について国が責任を持って早急に対処する。この三つの問題については直ちにこれは政府責任において行ふべき施策である、こう信ずるのでありますけれども、政府のお考えをお伺いをいたしたい。

○政府委員(佐分利輝彦君) 御案内のように、広島と長崎の原爆病院ではかなり内容も異なつてお

りまして、それだけ財政上の赤字の問題も違つていふわけでございします。たとえば広島原爆病院の場合は、四十九年の二度にわたる医療費の改定によつて、年間赤字はほぼ二百万円程度になつてまいりました。本年も人件費のアップはそれほど大きくはございませんでした、またそのうち医療費の改定もございませうから、果たして五十年年度赤字が出るかどうかというふうな状態になつてきております。しかし一方長崎の原爆病院の方は、四十九年度も五十年度も引き続きかなり大きな赤字が出るような傾向でございします。

そこで病院の経営をいたしましては、確かに原爆症の患者の方々の診療を行うという特殊な事情もございまして、先ほど先生からお話がございしましたような不採算医療になるような方々ばかりではございせん。

〔委員長退席、理事山崎昇君着席〕
そういった関係で一方においては今後も原爆病院の経営管理の適正化、合理化については格段の努力をしていただきたいと考へる次第でございします。それと同時に、国といたしましては、たとえば両病院が研究施設を持つておりまして、原爆後遺症の研究などを行つておりますので、そういった明らかに歳入が伴わない部分につきましては従来と同じように、あるいは従来よりもさらに多額の助成をいたしたいと考へております。またその他の運営費につきましても、一部の入院患者の方方は確かに御指摘がございましたようにすでに御高齢でもあり、また病状も重くて非常に介護に人手を要するといった面もございしますので、四十八年度から医療局がやつております公的病院の不採算部門に対する補助金の例にならつて、できるだけたくさん運営費の補助を差し上げたいと考へておるところでございします。これにつきましては、五十年年度の予算要求もいたしました、その際は実現いたしませんでした。五十一年度はぜひ実現するように努力をしたいと思つております。また建物、設備につきましても、従来から国は助成を

してきたところでございますけれども、先生御案内のように広島、長崎には大学の付属病院もございまして、また厚生省立の国立病院もございまして、指摘医療機関として活躍いたしております。そういった国立の医療機関がすでにございまして、さらに原爆病院についてはその設立のいろんな経緯がございまして、また日赤本社、また現地の病院当局、また地元の県や市、被団協等のいろんな御意向があるわけでございまして、現在これを国立に移管するというようなことは考えておりません。私どもはいたしましてはできるだけ助成を強化しながら、現在日赤の持つておりますいい点をできるだけ伸ばして、ばな原爆病院にしてまいりたいと考えております。

○柄谷道一君 私、大臣、発想の問題をお伺いしているわけですが、まあ、これいま原爆病院、非常に老朽化しております。時期は別としてこれいつの時期にかこの原爆病院については新しく移転をして新設をするか、まあ現在の建物を抜本的に改築するか、そういうことが必要な時期が近くやってくる、こう思うわけであります。その建設についても国と地方がその経費を出し合つてつくと、原爆被爆者という性格から果して県、市がこれを負担して行くことが妥当なのかどうか、また運営費についても広島県、広島市、長崎県、長崎市というものがその運営費の助成を地方自治体としても行つていくわけであります。そういうものを地方自治体に助成せしめることが果たして病院の性格というものから見て妥当なのかどうか、私は少なくとも国家補償論云々ということとは先ほど申し上げまして、議論の平行だということになりまして、この原爆被爆者というものを治療する病院に関しては、国が戦争を起こした責任があるわけでありまして、県、市はこの被爆を受けた何らの責任を持つていないわけでありまして、国がこの病院の建設なり運営というものの対して責任を持つていうのはやはり発想に転換することがより妥当なのではないか、なかなかこれはいい答えは出ないと思ひますけれども、ひとつ在来までの運営

というものを原爆の被爆とこの現実に照らして、もう一度洗い直して国民のまた被爆者の納得できるシステムというものを確立するために大臣としてのせつた努力を強く要望したいと思つておりますが、その点、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(田中正巳君) 原爆病院の運営費あるいは運営費等々につきましての考え方でございますが、まあ先生、ただいま原爆病院の性質、原爆被爆者の実態、理由等々に照らしまして、国が責任を持つてやるということでございますが、これは従来からの経緯もございまして、やつて、関係のそれぞれの地方公共団体、国というものがお互いに協力をしてやることに今日までなつてい

るわけでございまして、そうした中であつてこの種の病院の運営費なりあるいは運営費が地方公共団体に絶対持たせてはおかしいとは考えません。が、しかしやはり先生のおっしゃる通りに、こうした特殊な病院である限りにおいて、国は相当に積極的な私は姿勢を示してよろしいものというふうに考えております。

○柄谷道一君 ぜひ慣例は慣例として、今後のあるべきその方策というものは何かということにつきまして、もう一度厚生省当局におきましてこの問題を基本的に洗い直して、そのたとえば建設費についても仮に地方にその負担を負わしめる場合といえども、その比率というものが果たして過去の慣例が適当なのかどうか、いろいろ問題点はあるうと思つております。その点につきまして、抜本的な検討を当局に強くこれは求めておきたいと思ひます。

次に、原爆養護ホームの問題でございます。その実態につきまして、派遣報告書で明らかにされておりますので、私は重複することを避けたいと思ひます。しかし一言にして申すならば、やはり才二病院としての性格を持つ医療施設という面が強いことは否定できないと思ひます。したがつて、これはこの面について少なくとも法制化し、あわせて社会福祉法人と同様の優遇措置を与えることが必要である。才二には、病気を持つ、高齢

の老人が多い実態に照らして措置基準というものを改善する必要があるのではないか、養護ホームの所長は、一般養護については十五対一の比率を十二対一の比率ぐらゐに改めたい、特別養護に關しては五対一の比率を四対一の比率に改めたい、こういう強い要望を持つていられるわけでありまして、さらに現在の定員についても、所長は現在一般が百五十名、特別が百名でございまして、一般から特別に移す必要のある者が三十五ないし四十名現在でも存在をしております。県、市に対する入所希望率は一般九名、特別二十二名現在待機中である、このような報告をなされたいわけでございます。私はこうした実態を考えますと、運営費の補助を増加することとあわせ、この施設についても特に特別養護ホームの定員を増加することが急務ではないか、このように考えるわけでございます。この点について、当局のお考えはどうですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) まず、原爆養護ホームの法制化の問題でございますが、現在のところは考えておりません。その理由はいろいろございまして、たとえば広島は財団法人でございまして、社会福祉法人にならうというような意見が出てくるかもしれない、また先ほど来お話がございましたような、現在のいろいろな基準等にまだいろいろ問題がございまして、そういう点で改善されてから考えるべきことではなからうかと思つております。

そこで、まず措置基準の改善の問題でございますが、現在は全く社会局が所管しております一般老人ホームまた特別養護ホーム、そういった基準をそのまま採用しておるわけでございまして、特に原爆養護ホームの場合には社会局の養護ホームの場合よりも若い方々が入つていらつしやうたりいたしますので、そういう意味ではこちらの方が特に人員等が高い基準を設けなければならぬというようなことは直ちに言えないわけでございます。しかもこの基準については、非常に他の制度に大きく関連してまいりますので、社会局とも

よく相談をいたしまして、今後慎重に検討いたしたいと考えております。

また、現在の定員の問題でございますが、確かに施設の方から一般養護ホームの方の五十床を特別養護ホームの方に振りかえたという希望がございまして、これにつきましては、特別養護ホームについては特別の施設基準がございまして、そのために廊下を広くしたり、あるいは緊急避難階段を設けたりというようなことがございまして、いま直ちに振りかえがでない状態でございますので、県や市とせつかく協議中のところでございまして、なお、そのほかさらに増床が必要ということになれば、現在の規模が一つの施設としては管理上の限度でございますので、新たに別の施設を新設する以外にはないのではないかと考えております。

○柄谷道一君 私、局長、体制の整備を向こうの改善を待つて当局でも考える、いわばこれは受け身なんです。われわれの調査団に審議官も同行されたわけでございまして、現地の実態は厚生省当局もその他のいろいろな方法を通じて把握されているわけでございまして、むしろこの種の施設の整備改善ということについては、国が積極的に働きかける、意見を徹する、そして向こうの出先と、意見を誘導する、そういうような積極性というものが当局にあつては私はいささかではないかと、こう思ひます。受け身の姿勢ではなくて、私は、ただいま言いました介護基準についても、また特別養護施設の増強につきましてもよく現地の希望と実態というものをより積極的に調査をされて、当局として前向きな態勢をもつてこの対策に臨まれるべきであると、その点を指摘いたしておきたいと思ひます。

私は、人道的な立場に立つて考えるならば、在宅被爆者対策、たとえば家庭奉仕員制度とか相談業務というものを充実し、法制化し、(理事山崎昇君退席、委員長着席)そして、年寄られた方々というものは、やはり家族とともに生活するというのが至当な道ではないか、特に病気をもち介護を要する者については特

別養護ホームというものを、特別養護というものを重点として施設というものを拡充していく、それがあるべき姿ではなからうかと、こう思うんであります。そのような家庭奉仕員制度、相談業務というものの貧困がまた一つの養護施設の問題点となつてはね返つてきているという点を私は見逃してはならぬと、こう思うわけであります。そこで、この在宅被爆者対策というものについては、なお現状、私はきわめて不十分である、また端的に言うならば、これは地方自治団体任せであると言つても過言ではないほどの実態であると思うんでございしますが、当局はこれをどう理解しておられますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 本年度から家庭奉仕員制度を新たに発足することにいたしました。ただ、本年度は広島県と市、長崎県と市だけにこの制度が行われるわけでございします。したがつて、明年度以降、私どもといたしましては、各都道府県全部で家庭奉仕員制度が行えるようにしてまいりたいと考えております。

なお、長年懸案でございました、いわゆる家族介護手当につきましても、本年十月から四千円のお手当を差し上げられるようになったわけでございします。このように私どもとしてはできるだけの改善を進めている次第でございします。

○柄谷道一君 私、これ、強い要望ではございしますけれども、より在宅介護体制というものを充実整備し、これとの関連における養護施設のあり方というものを確立されるように、この点についてももう一度の御配慮を強く求めておきたいと思うのであります。

次に、原爆被爆者に対する原爆症の認定が狭き門であるということにつきましては、もう多くの委員から指摘されたところでございしますので、私は重複することを避けたいと思ひます。しかし今日までの答弁においては、この緩和と改善ということについては必ずしも十分なお答えがなかったと私は理解するのであります。これは県、市、被爆者一致して求めているところでございします。

の点について、もう一度この認定の基準及び運営について再検討をするというお約束がこの場でできますかどうか、お伺いするわけであります。

○政府委員(佐分利輝彦君) いわゆる原爆症の認定は、固有の原爆症という病気がないだけに非常にむずかしい問題でございします。そこに持つてまいりまして、すでに戦後三十年たつて事実関係の証明も非常にむずかしくなつてまいつております。そういうことを踏まえながら、私どもは申請があれば一人一人の申請者についてあらゆる方面から慎重に検討して認定をしておるつもりでございしますけれども、ただいまお話がございましたような認定基準といったものはこういった原爆症の場合にはつくれないというのが専門家の御意見でございします。やはり一人一人の発病から現在までの経過を丹念に審査していく以外にはないということでございます。ただ申請手続につきましても、現在項目は少ないのでございしますが、内容がかなり高度のものを要求しております、お書きいただきました主治医の方々からいろいろ苦情が出ておるわけでございします。そういう点につきましては、原爆医療審議会の御意見も聞きましてできるだけの改善を図つてまいりたいと考えております。

○柄谷道一君 ぜひ、その改善については格段の配慮をお願いしたいと思います。

ただいまも他の委員から二世、三世問題が審議されました。時間の関係からこれまで重複することとは避けたいと思ひますが、私、どうも不思議でならないことは、財団法人放射線影響研究所に伺ひまして所長、副所長の意見を徴しますと、なお継続して研究を充実する必要があるということとを前提としながらも、現在までの研究によつては子孫に影響を与えらると思はれる明確なデータが出ていないと、こう言われるわけであります。しかし他方、被爆者団体の意見を徴しますと、被爆二世には病氣や健康不安に悩んでいる者が多い。十五年間に十二名が白血病で死亡をした。また市川参考人は過般の陳述において、被爆者特に妊婦、等

が放射能を大量に浴びた場合は子孫に突然異変が起ることは十分考えられると、こういう陳述をしているのであります。私は被爆二世、三世の問題は、このようないふ陳述を考えますと、医学上まだ十分に解明はされてない問題ではあつても、その危険の可能性を多分に含むものであるということが言えるのではないかと、こう思ひます。ただいままで他の委員に対する答弁があつたわけでありましたが、少なくともこの遺伝研究について国が一層力を注ぎ、充実した健康調査というものを実施するとともに、その実態をとらまえて速やかにこれに対する対応策が立てられるべきである、このように思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 被爆者の遺伝の問題は、御指摘のとおりまことに重要な問題でございします。ただ理論計算でまいるにしても五千万人の集団当たりで何例出てくるかというような計算になるわけでございしますから、広島、長崎のような小さな人口のところで証明することはなかなかむずかしいわけでありまして、しかし、この問題はどうしても解明しなければならぬ問題でございします。ただいまの放射線影響研究所を初め、遺伝研とか放射線医学総合研究所、さらに各関係大学、その研究所といったところと協力いたしましてその解明に努力をしてまいりたいと考えております。

○柄谷道一君 広島県、市に私は伺つたわけでございしますが、国の措置による地方自治体の負担は、四十九年度で二十九億円、単独事業として一億六千万円を支出しているという報告がございました。私は被爆者援護という性格から見て、地方自治体に對してこのような財政負担をかけることが果たして適当かどうか、少なくとも健康診断、特別検査の受診奨励や促進、奉仕員や相談員の経費、原爆病院、養護ホーム、被爆者温泉療養保養施設の運営に関する経費などにつきましては、これは国が肩がわりすべきものではないかと、またそうすることが当然ではないかと、私はそう考えるのであります。今日までの質問に對して政府からの答弁が行われ

ておりますけれども、私はその答弁内容を不満とするものであります。この点について再度の国としての再検討を強く求めておきたいと、こう思ひます。

で、本日の社労委員会が本国会における厚生関係の最後の日でございします。私は本日の一般調査の件で二項だけお伺いをして質問を終わりたいと思ひます。

その一つは脊椎捻挫症についてでございます。脊椎捻挫症につきましては潜在性と顕性性に分類されておりますけれども、今日までの段階では、統計上、妊娠中の妊娠中毒症、胎児の位置異常、羊水過多症を経験した母親の方がそうでない母親よりもその子供に発生率が高いということ、妊娠初期にレントゲン照射に遭つたり、酸素不足を経験したり、また特殊な化学薬品を服用した場合にその発生率が高いという統計上の傾向があらわれ

てくるだけで、この原因は医学者も全く不明であると、こういったしております。さらに、現在わが国にどれだけの脊椎捻挫症の患者がいるのかという実態も定かではございません。したがつて、その治療法も確立されてないというのが率直な実態であらうと思ひます。また、医学者は水頭症との合併症が多いということも指摘いたしてあります。私は、消えない光を患者とその親に与えるためには、脊椎捻挫症を国の難病に指定すること、患者の実態調査を行うこと、原因を解明をし、予防と治療法を確立するために医療助成、研究費助成を強化すること、身障者福祉手当の支給や寝たきり重症者に対する介護手当、年金助成を強化すること、養護学校、国立リハビリテーション施設、職業訓練施設等の整備充実を図るとともに、社会復帰に対する受け入れ体制を改善すること、というような総合施策が一日も早く確立されるべきではないかと、このように信じているものでございします。脊椎捻挫症対策に對する今後の政府の明快な所見をお伺いをいたしたい。

○政府委員(上村一君) 現在脊椎捻挫症、いまお話しになりましたように、胎生の時期に発生する

子供にとりましては先天的な病気でございまして、脊椎の形成が異常でございまして、私も児童福祉法に基づく育成医療としまして、公費負担と医療の給付を行っておるわけでございまして、それからいろいろお話しになります、四十七年度初めて医療研究助成費をもつて研究を委託したわけでございまして、五十年度は特にこの心身障害の研究費の中から約五百万円ばかり出すことによりまして研究を進めたいというふうに思っております、いろいろお話しになります、かように思っております、

た皆さんのいろいろな質問、御意見を聞きまして、私は、難病あるいは更生医療、育成医療といったようなものもその施策の中に整合性を欠くものがありやしないか、あるいはまたアンバランスになつてやしないか等々を非常に注目をいたしまして、ただいまこれについて事務局にそうしたことについての検討と改善を命じているところでございまして、不日この結果が出たならば、私はその向きに従つて、あるいは制度の改善、あるいは予算の裏づけの改善等をいたしたい、かように思っております、

それは養護学校についてであります。過日私は東京都立の城南養護学校を視察いたしました、学校職員や父兄ともいろいろ意見交換を行いました、そしてその意見交換を通じて多くの教訓と感銘を受けたわけでございまして、最も心を打たれましたことは、子供の将来というものを心配する親の切実な心情でございまして、その学校では、高等部四十七年から四十九年の三カ年の卒業生三十二名中就職をした者一人でございまして、あとは福祉作業所、身障者更生授産所、職業訓練所などに若干名が行つておりますけれども、その多くは在宅でございまして、いわば卒業式はこれ涙の卒業式でございまして、中学三年、高校三年を経まして、そこで学校からはおさらばであります、そういったしますと、機能回復訓練というものもそこにとまつてしまふと、また、実態を見ますと、高校三年の教室へ行きますと、まだ使つてゐる教科書はせいぜい中学一年か二年の教科書しか消化できないわけでありまして、その中には、たとえば脊椎接合症の児童というものは身体は麻痺をいたしておりますが、頭は正常でございまして、知恵おくれの方もございまして、いろいろな人々が混在して養護学校で教育を受けている、そうして考えますと、私は少なくとも定時制高校並みにその在学期間を延長するか、補修科ないしは専攻科を設けるといふことも必要でございまして、さらにホー

ムヘルバーによる介護、在宅介護、卒業後のリハビリ、社会復帰、さらには生きがいを与えるための、たとえば養護学校を定年退職した経験豊かな職員を活用した憩いの家の創設というようなきめ細かいアフターケアが必要ではないか、このことを痛感いたしましたわけでございまして、この問題も同じく労働、文部、厚生三省にまたがる問題でございまして、文部、厚生三省にまたがる問題で多くを申すわけにはまいりません、きょう一応の御答弁をいたしまして、私はその答弁いかんによつては、また委員差しかで文教委員会等でもこの問題についてお伺いをいたしたいと思つてござい

ます、文部省と、そしてこれを締めくくる意味での国務大臣としての厚生大臣の御所見をお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます、

○説明員(国松治男君) 先生の方から養護学校の整備あるいは卒業後のケア等についての御質問をいただきましたけれども、私もその方、養護学校につきましまして、まだまだ数も足りません、あるいは質の向上を目指してさらに研究を続けなければいけないというふうなことで取り組んでござい

しました後、児童福祉施設あるいは職業訓練所等と十分関連をつけて、先生お話をいたしましたように、社会にどのような形で、その本人が持つておる持ち味を十分生かして社会に参加をしていくというふうな形で、この子供たちの一生のことを考えて対処しなければいけないというふうに考えておるところでございまして、細かいことはまた厚生省等とも連絡をさせていただきまして、十分先生の意のあるところをくんで対処してまいりたいと思っております、

○国務大臣(田中正巳君) 養護教育につきましては最近の社会の非常な要望、それを受けましてのまた政府の取り組み方については、従来とは違つたものがございまして、私にもかねがね文教委員長の経験がございまして、よく知つてゐるわけでございまして、しかし私も厚生大臣になつて考へてみますと、やはりこうした心身障害児の教育については、やはり学校教育における養護学校等々と、私どもの方の児童福祉の、あるいは身体障害児、者の対策との間にもう少しやはり緊密な連絡がなければいけないのではなからうかと、かように考えるようになりました、かような意味で、こうしたお子さんが、ただ養護学校に行けばいいんだというだけではなしに、できるだけ普通の方々と同じような教育内容が受けられ、そしてまた心身の発達ができるようにいたさなければならぬというふうに思つておりました、こうした観点を含めまして、文部省当局とわれわれの役所とは、それぞれ緊密な連絡をとつて、こうしたお子さんが十分な教育が受けられ、またできるだけ社会人として十分に活動ができるような方向に向かつて、さらに一段の努力をいたしたいと、かように考えます、

○山崎昇君 いやいよ原爆関係の法律案につきましても最後の詰めになりました、一番最後の質問者として二、三この機会に確認しておきたいと思ひます、

きょうは、先ほど柄谷委員が言われましたよう

○柄谷道一君 質問を終わります、

○山崎昇君 いやいよ原爆関係の法律案につきましても最後の詰めになりました、一番最後の質問者として二、三この機会に確認しておきたいと思ひます、

きょうは、先ほど柄谷委員が言われましたよう

○柄谷道一君 質問を終わります、

○山崎昇君 いやいよ原爆関係の法律案につきましても最後の詰めになりました、一番最後の質問者として二、三この機会に確認しておきたいと思ひます、

きょうは、先ほど柄谷委員が言われましたよう

○柄谷道一君 質問を終わります、

○山崎昇君 いやいよ原爆関係の法律案につきましても最後の詰めになりました、一番最後の質問者として二、三この機会に確認しておきたいと思ひます、

きょうは、先ほど柄谷委員が言われましたよう

○柄谷道一君 質問を終わります、

○山崎昇君 いやいよ原爆関係の法律案につきましても最後の詰めになりました、一番最後の質問者として二、三この機会に確認しておきたいと思ひます、

きょうは、先ほど柄谷委員が言われましたよう

○柄谷道一君 質問を終わります、

に、厚生省関係の審議としては最終日であります。国会の混乱で公明党、共産党の皆さんが欠席をされて、みづから審議権を放棄された点は私も大変遺憾でありまして、本当ならば全部そろって野党はこの審議に参加すべきという気持ちは持っておりますが、この点は大変遺憾だと思つてあります。また、三木総理の出席を私も社会党として求めましたが、衆議院本会議等の都合で、これまた出席が不可能の状況でありますので、本来ならば、これから二、三の点は三木総理にお尋ねする予定でありましたが、三木内閣の閣僚であります厚生大臣でありますから、閣連をして三三お聞きをしておきたいと思つたのです。

それは三木内閣だから、三木総理と厚生大臣が何でも同じ考えだというようなことは私は申し上げません。しかし少なくとも三木内閣の方向については、私は厚生大臣として考えなければならぬのじゃないか、こう思うので、二、三お聞きをいたします。

第一に、三木さんは過去の発言でありますけれども、日本ほど議員提案による法案が少なく軽視される国も少ない。議員は官僚の作成した法案に賛否をあらわしていれば飯は食えたのである。しかし、これからはそうであつてはならないという演説をされております。したがって、こういう三木内閣の総理の発言から考えまして、これからの国会というのは、議員提案というものが中心で議論をしていかなければならぬのではないかと、こう私は考えるのですが、まず厚生大臣の見解を聞いておきます。

○国務大臣(田中正二郎) いま三木総理のかつての御発言でございますが、私もさように考えております。しかし、やはり日本の国会には国会の沿革等もございまして、なかなかそこまでいけなというものが、お互いの反省でなければならぬと思つております。

○山崎昇君 そこで、私は三木さんの行動等については、そう知つてゐるわけはありませんが、最近、幸い一冊の本が出ておまして、いろいろ

読ませてもらつております。しかし、きょうは原爆援護法でありますから、これに関連する発言で二、三またお伺いしておきたいと思つた。

これは三年前であります。昭和四十七年の八月八日、番町会館で被団協の代表の方々と三木さんとの会見がございました。そのときに三木さんは国務大臣でございましたが、「政府立法」といふとどうしてもその限界がでてくるので、議員自身で勉強して、議員立法で「援護法」をやった方がよい。「こういう発言をされております。これ以来私も野党は大変苦勞いたしました。それ、それの野党の意見はありましたけれども、昨年野党四党がそろつていま議題になつております援護法を提案をいたしました。むしろ私は、この三木さんの発言というのが幾らか野党を勇気づけたのではないだろうか、こう考へてゐる一人なんです。そういう意味でいくと、私もせっせと議員自身が提案したこの援護法について、政府はどういうふうに見解をとられるのか、この三木さんの発言と閣連をして大臣の見解を聞いておきます。

○国務大臣(田中正二郎) 三木さんが総理大臣になる前にさうな発言をしたという話を私も承つております。しかし、ただいまの三木総理がどういふお考えでその発言をいたしたか、つまじりかではございせん。ただ、大変承るところによりまして、被爆者に対しましてお気の毒であるという気持ちを持つておることとは事実でございまして、まあ、その意味において原爆被爆者対策についていろいろと施策を進めるようにというふうな御説がございまして、価値判断についてはいろいろございまして、ただいま御提案申し上げてゐるような法案として原爆二法の系列の中で進んだと、施策が進んだということだろつと思ひますが、援護法の形態をとつておらないということについては、なおいろいろと議論のあるところだろつと思ひますが、まあ、いづれにいたしましても、精神の上においては若干三木総理の考え方というものも生かされてゐるものというふうに思ひます。

○山崎昇君 基本的には厚生大臣は三木総理の

国務大臣当時の発言ではありませんが、こういう方向についてはあなたは否定なさらない、肯定される。ただ、現実に出されてゐる法案ではこの精神が多少生かされたんじゃないかと思つた。この三木さんの発言を否定はできないんではないだろうか。この上につて厚生省はやっぱり判断をしていくべきものではないだろうか、こう考へます。さらに三木さんは冒頭会つたときに、「現行法では限度にきており、やはり「援護法」を作らねばならないとなればなんとかしよう。大体アメリカは広島、長崎に原爆を投下したが、その目的は威力を示すことであつたのだから、広島、長崎以外に投下してもよかつたはずであり、広島、長崎は犠牲になつた。

その原爆投下によつて日本は無条件降服を決定するに至つた事を考えれば、国民にかつて犠牲になつた人たちに對し、国民がその被害をカバーしてやるのは当然である。」とも述べられてゐます。この三木さんの見解についてはあなたはさうされますか。

○国務大臣(田中正二郎) 三木総理の当時の御発言、私は原爆被爆者に対する施策を何とかもう少し前進をいたしたいというのが真意であるといふうに承つておるわけでありまして、まあ、たまたま援護法の形をつくるか、あるいは現在の二法の系列の中で施策を進めていくかということについていろいろと議論がありますが、私はこの両者の間にはさう大きな違いは具体的な施策の問題としてはないんじゃないかと、思想の上で、また根底にある思想から出てくる現実の施策が生まれ出るそのプロセスとしては影響があると思ひますが、私は三木さんの思想というものを今日の原爆二法の系列の中においてもこれを生かし、そしてそれを前進せしむことは不可能ではないといふうに考へておまして、三木さんのお考えは結局原爆被爆者対策というものを、もつとさらに進めたいという気持ちを端的にあらわしたものだといふうに理解をいたしております。

○山崎昇君 理解はいいんですが、私の聞いてゐるのは、三木さんの考え方は国家補償の精神に基づいてやるという趣旨になつてゐるんです。だから、いまあなたに、この三木さんの発言をあなたは考え方として肯定をしますか、否定をしますかとお聞きをしてゐるんです。ですから、これからついでにですから二、三また三木さんの発言御紹介いたしますが、たとえば「それにしても、今までの役人感覚ですぐに一般被災者の公平ばかり気にしてゐるようでは駄目だ。」「口で平和国家であると言つても実行しなければ、他のアジアの諸國を安心させられない。

実行することが國際的にも説得力をもつことだ、平和愛好國として「被爆者援護法」は必要である。」と述べてゐる。そしてその席場に入つてこられた厚生省の皆さんに、「あなた方厚生省には、これから戦争被害について、原爆被害だけ別に切りはなせない。いわゆる公平論もあるだろうが、あの原爆によつて日本が降服したことを考え、その犠牲になつた人たちは一般被災とは別にして「援護法」といふ議員立法でやるから、あなた方も協力してほしい。」と述べたと言われてゐる。ですから、三木当時の国務大臣であります。もし彼にいまもその考え方が変わらなかつたならば、これは三木さんに聞かなければならぬことですが、変わらなかつたならば、三木内閣の一員であるあなたは、この三木さんの趣旨というものをくんで当然援護法という方向に向かわざるを得ないのではないだろうか、それが厚生大臣としては任務ではないだろうか、こう考へるんですが、先ほど述べたておられますように、これは三木さんに最終的にはお聞きしなければならぬんですが、あなたは三木内閣の閣僚でありますから、この三木さんの物の考え方についてあなたは肯定されるか否定されるかということをお聞きしてゐるんです。重ねてお聞きいたしますが、どうですか。

○国務大臣(田中正二郎) 先ほど来申しておるうちに、三木さんの私は考え方というものは援護法という表現をいたしておりますが、要するに、一

般被災者等とは違ひまして原爆被爆者については特別な施策を特別にこれを内容を向上、充実せよというふうなお考えであるというふうに承つておるわけでごさいます。さういふ趣旨でこうした法案をいま御審議を願つておるという事であります。したがひまして、援護法という法律の形をとらなければ、三木さんの考え方が私はすべて没却され、あるいは私どもがこれに従つていないという事には相ならぬだろう。要は、内容を充実強化したいといういまの総理の当時のお考え方に私どもはどういうふうにしてこれを生かしていくかというところに問題があるというふうな理解をいたしております。

○山崎昇君 それじゃ、あなたに先ほど述べたが、重ねて、現行法では限界に来ております、やはり援護法をつくらなければならぬと、こう述べていますよ。だから、そういう三木さんの発言から言へば、総理になつたからと言ってこの思想は変わったわけじゃ私はないと思う。そういうことからいけば、あなたはいまの法律でも三木さんの意見が全く、それは私は没却されているとか、あるいは入つてないなどという事を言つてない。しかし、いまの法律では限界があるから援護法やんなさいと、こう言つておるんだ、そういう意味で言うならば、当然厚生省はこの援護法についても考え、検討し、この趣旨等に沿うていくようにやるのが私は厚生大臣としての考え方でなかりやならぬのじゃないだろうか、こう思ふもんですから、この三木さんの発言についてあなたはどう思われるか、先ほど来聞いておるんです。重ねて、現行法には限界が来ていると、こう言うんですから、それについての見解、聞いておきます。

○国務大臣(田中正巳君) 当時三木さんがこの二法の系列に限界があるというふうにお考えになつたというふうに言つておられますが、一体当時三木さんがどこに限界を考へておつたかまづみからかではございません。少なくともあのいままでの二法の中からはいふんわれわれが苦勞して保健手当という一種の年金制度に近いようなものを編み出

したということについては、私は恐らく当時の主管大臣じゃない三木さんは、こういうところにあるだ限界の先があるというところについては私は御認識くださらなかつたものというふうに思ひますので、そうした趣旨を考へてみて、できるだけ私どもとしては三木さんの趣旨を生かしておるものというふうに考へておるわけでありまして。

○山崎昇君 これだけやつておるわけにいきませんが、少なくとも三木さんに、総理に、あなたとしては限界聞いてください。そして援護法が必要だと彼述べているんですから、それがいまも三木さんの考えだというなら、私は三木さんは行政としては最高の地位についた人ですから、やろうとすればやれないことはない。総理が指示すればできる事です。それから、当然あなたは総理と相談をされまして、そして三木さんの考えが変わらないというならば、援護法の制定について今後具体的に進めていただくように私から強く要望しておきます。

そこで、二、三、もういふん質問されておりますから、二、三にしばつて私はお聞きをしておきますが、いよいよ五十一年度の予算の編成期に入つてまいりました、したがつて、これからあなた方は来年度に向けて予算編成上いろいろやられると思ひますが、事この原爆関係の問題等については、いまの援護法よりさらにどういふ点で進めていこうとするのか、あるいは省議でまだ決まっていけないと言へばそうなのかもしませんが、できれば大臣の抱負でも結構でありますから、来年度以降についての考へ方をお聞きをします。

○国務大臣(田中正巳君) 明年度予算要求につきまして、八月末までに提出いたすことになつておりまして、まだ厚生省の段階では原局の説明を官房が聴取をいたしておらない段階でございまして、まだせつかくのお尋ねであります。いろいろと具体的にお話を申し上げるところまでは参つておりません。ただ、この後お話があるだろうと思ひますが、原爆病院の運営費あるいは官繕費等につきましては、これは私は質疑応答の中に

おいて何とかいたさなければならぬというふうな考へておりますものから、こうしたことについてだけは私の気持ちでそこをたゞいま現在にすでにあるということだけはお伝えをしておきたいと思ひます。

○山崎昇君 かなり五十一年度以降については厚生省としては積極的な取り組みを私は行ふのだろうと思ふのです。

そこで、今日まで議論された点はたくさんあります。もうすでに各党からいろいろ具体的に聞いておりますから、私の時間も余りありませんので少しまとめてお聞きをしますが、お答えをいたしたいと思ひます。

来年度以降一番私は問題になりますのは、第一に、所得制限の撤廃をしてもらいたい。第二に、生活保護法との調整をしてもらいたい。第三は生活保障のために大幅な手当等の増額をやつてもらいたい。遺族に対する救済も考へてもらいたい。そして、医療施設の整備、とりわけ原爆病院等の赤字対策等も含めまして医療施設の整備あるいは研究、診療、治療体制の一元化、さらには特別養護施設等の増設並びに整備等々が集約して言へば今日までの私は具体的な内容でないだろうか、こう考へるのです。そこで細かな点にわたるのであれば局長でも結構であります。いま申し上げたような点について五十一年度以降の段階でどの程度考へられ、あるいは今後どの程度にしていきたいと考へておるのか、ここでお聞かせいただければ幸いでないだろうか、こう思ひます。

○国務大臣(田中正巳君) 原爆被爆者対策に対する広範な具体的な問題についての御質疑でございますが、最前申しましたとおり、現在まだ五十一年度の予算要求については全然われわれとしては確定をいたしておらない段階でございまして、気持ちの上から申しますと、第一の所得制限の撤廃、これにつきましては、私は完全に撤廃することとはこれはなかなか困難だというふうに申し上げたいと思ひますが、しかし、これについてはできただけ緩和をいたしたいというふうな考へておる

ます。

生活保護との調整の問題につきましては、これもできるだけひとつ被爆者の立場に立つて温かい施策を実施をいたしたいと思ひますが、完全に生保との切り離しと申しますか、いわゆる収入認定を一切すべての手当についていたさないということについては、手当の性質等の中いろいろあるものがございます。それが完全に収入認定をすべてについてやらないというわけにはいかぬと思ひますが、できるだけのことはいたしたいというふうな思つております。

手当の増額等についてはできるだけの努力をいたしたい。

それから遺族の救済については、いささか私いま申し上げるような勇氣がございません。いろいろと今後検討はいたしますが、これについては、にわかには五十一年度に生かされるということについてはなかなか困難であらうと思ひます。

医療施設の整備、運営費の強化等につきましては、最前御答弁申し上げたとおり、かなり私は積極的な姿勢で取り組みたい、かように思つております。

それから養護施設等々については先ほど局長が答弁をいたしたところで大体おわかりのとおり、われわれとしても前進をいたすように、これについては厚生省としてむしろ現地に對していろいろ呼びかけの姿勢をやつていきたい、かように思つております。

○山崎昇君 これで最後にしたいと思ひますが、今日まで援護法等を見て大要行政のおくれが目立つてきている。そういう意味では今年度大々的な調査が行われるようでありまして、少なくともそういう点についてはやっぱり手落ちのないように、そしてこういう方々についての対策というのはやっぱり慎重ではあつても相当勇氣を持つてやりましょんというふうにもなりませんか、その点は行政の運営の問題としても要望しておきたいと思ふのです。

それからさらに、私どもは野党四党の案は出してありますが、現実的な意味から実は非公式でありましたけれども、私ども一、二点の修正ということを考えて折衝してまいりましたが、ついに実

ことはできませんでした。これは来年に向けましてぜひ考えてもらいたいのは、いまのこの五条の二にありますが二キロというのを広げてもらいたい。そして保健手当の対象というものをもう少し大きくしてそういう方々を救ってもらいたいという点も申し上げておきたいと思うのです。

さらには、この間、参考人の一人から、お母さんは死んでいないんだけれども戸籍上は生きてい

るといふ、こういう悲惨な人さえまだ存在をいたしてあります。こういうことから考えると、この原爆の問題についての政府の施策というのは、まだまだ私はおくれている点あるいは足りない点等があるかと思ひます。

こういう点は総括して申し上げますが、どうかひとつ来年度以降におきましては、これらの問題について一層の進展ができますように最後に私から要望し、改めて大臣の決意を伺つて私の質問を終えておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中正巳君) 先生第一の質問の保健手当について二キロメートルという制限でござい

に思つております。

○委員長(村田秀三君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、中西一郎君が委員を辞任され、その補欠として夏目忠雄君が選任されました。

また、鹿島俊雄君が委員を辞任され、その補欠として古賀富四郎君が選任されました。

○委員長(村田秀三君) 他に御発言もなければ、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認めます。この際、委員長といたしましても御要望申し上げます。

本案件については、今回与野党の御努力によりまして、戦後三十年、初めて現地調査も実現をいたしました。現地の実情も委員会として承知することができたわけでございます。

本問題は、単にイデオロギーの問題であるとかあるいは与野党の問題ではなかつたかと思ひますが、ごいまして、人間として取り扱っていくことができるように積極的な姿勢を関係当局は示してくださるよう御要望申し上げる次第でございます。

それでは、これより原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。浜本君。

○浜本三三君 私は、日本社会党を代表して、政府提案の原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について反対討論を行うものであります。以下その反対の理由を申し上げます。

第一は、原爆被害三十年を迎えまして、先般法案の審査に資するため、当委員会から委員派遣として広島、長崎両県に視察に参りました。その際、

被害者やその遺族からいづれも多年の念願である原爆被害者援護法を被爆三十年周年を迎えたことこそぜひ制定してほしい旨強い要望があつたことは派遣報告で御承知のとおりであります。しかるに本法案は、原爆被害者の悲願である国家補償の精神に基づく援護法にこたえたものではありませ

ん。本来、原爆被害者の医療及び特別措置のいわゆる二法は社会保障の枠内で規定されたものであつて、国家補償に基づいてはおりません。

もとよりサンフランシスコ条約において対米請求権を放棄した日本政府は、国際法違反の非人道的な原子爆弾を投下した米国にかわつて原爆被害者の方々に對して国家の責任において補償すべきことは当然であります。したがつて、死没者の弔慰金はもちろんのこと、全被害者や遺族への年金、被爆二世、三世への援護措置などは本法案ではどこにもうたれていないのであります。

第二に、本法案は、特別手当などの諸手当の増額と保健手当及びいわゆる家族介護手当の新設などが挙げられ、一見して前進したかのように見えます。しかしながら、たとえば特別手当の一つを取り上げてみても、その手当額は引き上げられたが、認定基準の厳しさや所得制限に加えて、生活保護の収入認定等いろいろの制限があるために、原爆被害者手帳交付者は三十五万六千人のうち昭和五十年年度予算では特別手当の対象者はわずかに三千七百六十六人であつて、被害者の置かれてゐる実情から見てもとうてい援護措置とは言えないのであります。

また、新設された保健手当は健康な被害者に対して支給されるもので、爆心地から二キロメートルの範囲に限定したため、一部の地域を分断、差別することになります。さらに、この二キロメートルの距離とした被爆放射線量二十五レムという国際防護委員会の基準はすでに古い基準であり、科学的根拠のきわめて薄弱なものであることは当委員会の審議及び参考人の意見でも明らかであります。

なお、保健手当の性格からして、直接被害者全員に支給し、所得制限は撤廃すべきであります。法律による直接被害者の数は約二十四万人で、これに対する保健手当の対象は約四万三千名で、わずか六分の一であります。

また、原爆病院など医療施設に対する国の助成措置が不十分であるため、施設は老朽化し、累積赤字は多額になり、これが改善を要求する声が強くなつています。この際、政府は一日も早く科学的な検討を行い、もろもろの不合理的な点を是正するように強く要求するものであります。

第三に、われわれは野党四党による原爆被害者援護法案を提出しております。この法案は内閣提出の本案の欠陥を是正し、真に被害者の要求にこたえたものであります。

どうか政府におかれては、いまからでも遅くはありませんから、本法案を撤回し、野党による援護法案に同調されるよう強く要求いたしまして私の反対討論を終わります。

○柄谷道一君 私は民社党を代表してただいま議題となつております原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について反対の討論を行うものであります。

政府案は、爆心地から二キロメートルの区域内で被害を受けた者に対する保健手当の新設、特別手当、健康管理手当、介護手当の改善などを内容とするものであり、一歩前進であることを評価するものであります。その内容はきわめて不十分であります。

まず指摘しなければならぬことは、被害者に対する国の基本姿勢についてであります。昭和三十七年十二月七日の東京地裁判決を引くまでもなく、国際法に違反する原爆投下によつて熱線と爆風により大量の生命と財産が失われたばかりでなく、戦後三十年を経た今日も放射能によつて多くの人々が健康を脅かされ、生活を苦められており、命と暮らしと心の被害ははかり知れません。この人道的、国際法的、医学的にも特異な被害に對し、国が国家補償の精神に立つて手厚く措置すべきこ

とは当然であります。にもかかわらず、政府は依然として一般被災者とのバランス論、国家との身分関係論、社会保障の枠内論にこだわっており、被爆者の三十年間の折りにも似た期待にとうてい沿い得るものではありません。また、わが国が国家補償の原則を一日も早く確立することこそ非核三原則を内外に対し真に裏づけることであり、被爆三十年を機にこの際戦後処理を完結すべきであります。

次に、法案の内容についても、各種手当の額も不十分であり、所得制限の撤廃や適用範囲の拡大等が十分図られていないこと、特別手当が生活保護の収入認定に含まれていないこと、爆心地より二キロメートルという保健手当支給の範囲はICRPの一九六五年勧告に照らしてもさらに拡大する必要があることなど、さらに改善を要する点が多く、また原爆症認定方法の改善、原爆病院、原爆養護ホームの施設の整備や財政助成についても一層の配慮が必要であります。

その他、本法案の問題点については質疑の中で明らかにしたところであり、時間の関係から重複することを避けたいと思います。

私は、政府が野党四党提案の被爆者援護法の精神と内容をくみ取り、速やかにより充実した施策をとることを強く求めて討論を終わります。

○委員長(村田秀三君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村田秀三君) 多数と認めます。よって

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山崎昇君 私は、ただいま可決されました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党及び民社党三党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について実現に努めること。

一、原爆被爆者が人道的にも、国際法的にも、医学的にもきわめて特異なものである点にかんがみ、被爆者からの援護対策充実強化の強い要望を配慮して、被爆者の療養と生活の保障をさらに一段と充実するための援護体制を検討すること。

二、原爆病院の整備及び運営体制について検討を加えるとともに、病院財政の助成に十分配慮すること。

三、原爆養護ホームの内容の充実を図るとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実、相談業務の強化等在宅被爆者に対する福祉対策を強化すること。

四、各種手当の額を更に引き上げるとともに、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大を図り、もって被爆者に必要な施策の整備充実に努めること。

五、特別手当について生活保護の収入認定からはずすよう努めること。

六、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善すること。

七、被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額について十分配慮すること。

八、被爆者の実態調査に当っては、今後の被爆者援護施策に活用できるよう努めるとともに、復元調査を更に整備充実し、被爆による被害

の実態を明らかにするよう努めること。

九、被爆者とその子や孫の放射能の影響についての調査研究の十全を期するため現存する原爆医療調査研究機関の一元一体化について検討し、その促進をはかること。

十、沖縄在住の原子爆弾被爆者が本土並みに治療を受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的、歴史的条件を考慮すること。

十一、葬祭料を大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

十二、放射線影響研究所の運営については、被爆者及び関係者等の意見を聴取するなど、真に健康と福祉に役立つものとする。

以上です。

○委員長(村田秀三君) ただいま山崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。よって、山崎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

田中厚生大臣。

○國務大臣(田中正三君) ただいま御議決になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○委員長(村田秀三君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村田秀三君) 次いで、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

原子爆弾被爆者等援護法案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十二分散会

六月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、金属鉱業等年金基金法案(衆)

金属鉱業等年金基金法案

金属鉱業等年金基金法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 設立及び会員(第六条・第七条)

第三章 管理(第八条―第十五条)

第四章 基金の行う事業(第十六条―第十八条)

第五章 費用の負担(第十九条―第二十一条)

第六章 財務及び会計(第二十二条―第二十八条)

第七章 監督(第二十九条―第三十一条)

第八章 雑則(第三十二条―第三十六条)

第九章 罰則(第三十七条―第四十一条)

附則

第一章 総則

(基金の目的)

第一条 金属鉱業等年金基金は、金属鉱業等の労働者の老齢又は死亡について必要な給付を行うことにより、当該労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
(法人格)
第二条 金属鉱業等年金基金(以下「基金」という)は、法人とする。

(登記)
第三条 基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第四条 基金でない者は、金属鉱業等年金基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第五条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十條及び第五十條の規定は、基金について準用する。

第二章 設立及び会員

(設立)
第六条 金属鉱業等(石炭、亜炭、石油及び可燃性天然ガスを目的とする鉱業以外の鉱業をいう。以下同じ)を行う事業場(厚生年金保険の適用事業所でないものを除く)の事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならない。

(会員)
第七条 前条に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。

第三章 管理

(定款)
第八条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事務所の所在地
- 二 会員に関する事項
- 三 総会に関する事項
- 四 役員に関する事項

五 運営審議会に関する事項
六 事業に関する事項
七 掛金に関する事項
八 その他組織及び業務に関する重要事項
2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員)
第九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、政令の定めるところにより、会員法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の職務)
第十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合において、監事が基金を代表する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十一条 基金の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(総会)
第十二条 総会は、理事長が招集する。総会員の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して

総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

3 前二項に規定するもののほか、総会の招集、議長の手続その他総会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 毎事業年度の予算
三 毎事業年度の事業報告及び決算
四 その他定款で定める事項

2 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができ、

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(総代会)
第十四条 基金は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、政令の定めるところにより、会員のうちから選挙する。

3 総代会の任期は、二年とする。ただし、補欠の総代会の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に規定するもののほか、総代会の招集、議事の手続その他総代会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条 基金に、運営審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十人以上で組織する。

5 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

第四章 基金の行う事業
(基金の行う給付)
第十六条 基金は、第一条の目的を達成するため、金属鉱業等を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者(第四種被保険者を除く)たる労働者(以下「金属鉱業等労働者」という)の老齢又は死亡について、年金たる給付を行うものとする。

2 基金は、定款をもつて、年金額、支給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に關し必要な事項を定めなければならない。

(裁定)
第十七条 基金が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という)の請求に基づいて、基金が裁定する。

(準用規定)
第十八条 厚生年金保険法昭和十九年法律第百十五号(第二十七條、第四十條の二及び第四十一條第一項の規定は、基金が支給する給付について準用する。この場合において、同法第四十條の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同法第四十一條第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金が支給する給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

第五章 費用の負担
(掛金)
第十九条 基金は、事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 会員は、政令の定めるところにより、掛金を負担し、及び納付する義務を負う。

用の予想額並びに予定運用収入の額及び国の補助の額に照らし、厚生省令の定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとにこの基準に従つて再計算されなければならない。

(国の補助)

第二十条 国は、毎年度、政令の定めるところにより、基金が支給する給付に要する費用の一部を補助するものとする。

(準用規定)

第二十一条 厚生年金保険法第八十三条(第一項を除く。及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条第三項を除く。第八十七条(第六項を除く。第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「金属鉱業等労働者」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「第二十一条において準用する厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十一条において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 基金は、前項において準用する厚生年金保険法第八十六条第五項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算)

第二十三條 基金は、毎事業年度、予算を作成し、

事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四條 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、厚生省令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見書を添付し、厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金金の制限)

第二十五条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の積立て)

第二十六条 基金は、政令の定めるところにより、基金の支給する給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第二十七条 基金の業務上の余剰金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(省令への委任)

第二十八條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 監督

(報告書の提出)

第二十九條 基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十條 厚生大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該

職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(基金に対する命令等)

第三十一條 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の業務の管理若しくは執行が法令に違反し、又は厚生大臣の処分違反しているとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていないと認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができる。

3 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。

4 基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面であつて、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第八章 雑則

(不服申立て)

第三十二條 基金が支給する給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保

險審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第十八条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

3 厚生年金保険法第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

(時効)

第三十三條 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、基金が支給する給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

(掛金)

2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十一条において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(届出等)

第三十四條 会員は、厚生省令の定めるところにより、金属鉱業等労働者に関する厚生年金保険法第十八条第一項の規定による確認につき同法第二十九条第一項の規定による通知があつた事項その他厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2 金属鉱業等労働者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出、又は会員に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法昭和二十二年法律第三十四号の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

(解散)

第三十五条 基金の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)

第三十六条 この法律に特別の規定があるものを除き、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第九章 罰則

第三十七条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第四章に規定する事業以外の事業を行ったとき。

三 第二十七条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

四 第二十九条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第三十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 基金が、第三十条第一項の規定に違反して登記することを怠つたときは、その役員を一万円以下の過料に処する。

第四十条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 会員が、第三十四条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 金属鉱業等労働者が、第三十四条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽

の届出をし、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三十四条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第四十一条 第四条の規定に違反して、金属鉱業等年金基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(基金の設立に関する経過措置)
第一条 基金を設立するに当たつては、三十人以上の設立委員を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

2 設立委員は、この法律の施行の日から五月以内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の認可をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、開会の日の前日から起算して前十四日目に当たる日が終わるまでに、会員となるべき者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

5 設立総会においては、会員となるべき者は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

6 設立総会の議決は、会員となるべき者の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。

7 設立総会においては、設立委員の作成した定款を修正することができる。

8 設立総会は、第九条に規定する役員となるべき者を、会員となるべき者(法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ)のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会員となるべき者以外

の者から選任することを妨げない。

9 前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。

10 設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

11 第九項の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令の定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。

12 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

13 前各項に規定するもののほか、基金の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に金属鉱業等年金基金という名称を用いている者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度の特例)
第四条 基金の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十一年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算については、第二十三條の規定にかかわらず、設立委員が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

オ 金属鉱業等年金法(昭和五十年法律第号)

(厚生省設置法の一部改正)

第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六十二号の九を第六十二号の十とし、第六十二号の四から第六十二号の八までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の三の次に次の一号を加える。

六十二の四 金属鉱業等年金基金の定款又はその変更を認可し、これに対しその事業の状況に關する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四條の二第六号の次に次の一号を加える。

六の二 金属鉱業等年金基金を指導監督すること。

第三十六條の四「第六十二号の五」を「第六十二号の六」に、「第六十二号の八」を「第六十二号の九」に改める。

(地方税法の一部改正)
第八條 地方税法(昭和十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「石炭鉱業年金基金」の下に、「金属鉱業等年金基金」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第九條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第三十三條第一項」を「石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第三十三條第一項及び金属鉱業等年金基金法(昭和五十年法律第号)第三十二條第一項」に改める。

第三條中「若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三條第一項」を「石炭鉱業年金基金法第三十三條第一項若しくは金属鉱業等年金基金法第三十二條第一項」に改め、同條第二号中「石炭鉱業年金基金」の下に「金属鉱業等年金基金」を加える。

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三三三号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県流山市流山八ノ一、二九一
吉岡幸子外六十七名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三三四号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県流山市江戸川台西二ノ二八
五 白田昇外四十四名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三三五号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都北区滝野川町五ノ五八ノ八
原田わか外四十四名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三三六号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県柏市千代田一ノ一五
竹内新外五十八名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三三七号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三五ノ四、
五〇一 藥田俊郎外五十三名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三三八号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都三鷹市上連雀六ノ九ノ一八
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三三九号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都保谷市新町五ノ七ノ八 楠屋清外三六名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四〇号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都千代田区北の丸公園五ノ三 関彰外二十八名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四一号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都日野市多摩平公住二三四ノ二〇三 平岩香乃美外五十一名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四二号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市宮戸六九一ノ一 齊

藤進外六十一名
紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四三号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都中央区築地六ノ二ノ一一 石井藤太郎外七十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四四号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都渋谷区宮ヶ谷二ノ五ノ八 服部敦子外七十九名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四五号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都板橋区西台一ノ三八ノ一五 福谷博外七十四名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四六号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 埼玉県羽生市今泉二二 五月女 敬太郎外八十四名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四七号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市宮戸六九一ノ一 齊

請願者 東京都東久留米市金山町二ノ七ノ四四 岡野一成外七十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四八号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都文京区千駄木三ノ三ノ一一 五 小野田仁外六十四名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三四九号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都中野区中央一ノ三三ノ一 鈴木真一外七十一名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五〇号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都東村山市美住町一ノ四北 村幸房外七十二名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五一号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都保谷市富士町五ノ七ノ二六 田中昭外七十二名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五二号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都保谷市富士町五ノ七ノ二六 田中昭外七十二名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

立等に関する請願
請願者 東京都渋谷区恵比寿三ノ二九ノ二 岡本利次外七十六名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五三号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都田町市鶴川六ノ九ノ四 田中ゆか外七十七名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五四号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都大田区久ヶ原五ノ一ノ二ノ二〇四 迎正秋外六十一名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五五号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都小金井市東町四ノ七 松浦 透外七十二名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五六号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県野田市桜台二二ノ四 桜田 忠志外七十七名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六三五七号 昭和五十年六月十三日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県野田市桜台二二ノ四 桜田 忠志外七十七名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町八五六ノ三

浅野正外七十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二二号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ六ノRE一〇

七 山下尚子外六十七名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二三号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都小平市小川西町二、二六四

小川住宅WA四 六戸惣外四十三名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二四号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五 下水吉優

外三十六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二五号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都調布市上石原一、五四二R

B四〇一 市橋正外五十四名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二六号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市中新町四五 寺田明

外五十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二七号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢五ノ三七ノ一

七 北山光明外五十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二八号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都港区南青山一ノ三ノ六ノ七

〇九 宇田清子外五十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六二九号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都足立区足立一ノ二九 武井

照子外六十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三〇号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口一、八二二小

林清子外七十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三二号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市奈良町五三ノ九 加

藤静江外四十七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三三号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都新宿区須賀町一ノ二 堀好

江外五十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三三号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市三日町二ノ二二〇 小松

伝外九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三四号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県新庄市宮内町三ノ八一 竹

田富美外五十名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三五号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県新庄市大町三ノ五 金田正

男外四十一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三六号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県村山市大字橋岡三、六八四

穂田せつ外三十四名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三七号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市日吉町三ノ一九 土

屋力外五十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三八号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市松山一ノ七ノ三八 越戸浩

外九十七名

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六三九号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市本町一ノ二ノ二三

佐藤栄子外四十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四〇号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市みどり町三ノ三六

阿部良子外五十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四一号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市美原町一ノ五 渡部 誠一外二十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四二号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大東町二三ノ三二 佐藤みの里外二十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四三号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市日吉町二ノ四 高樫 久子外十六名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四四号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市島居町九ノ六 青塚 公一外四十六名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四五号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市新海町七ノ一一 下山 洋外五十九名

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四六号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字湯の沢二二九 佐藤敬外六十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四七号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市神明町九ノ五一 菅 原修外七十四名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四八号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市水沢乙一六 小松正 二外九十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六四九号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大東町二三ノ一〇 白幡春江外六十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五〇号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市春日町一ノ一四 川越昇外

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五一号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市飯塚町一三二 亀井泰広外七十三名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五二号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市江俣三三六ノ七 斎藤雅子 外六十二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五三号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市あきひ町二三ノ八 笹原隆 逸外三十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五四号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県寒河江市白岩二〇七ノ一 奥山幸子外五十四名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五五号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町新吉田七〇 一 鹿野タツノ外五十名

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五六号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県西村山郡西川町月岡三三六 佐藤きくえ外四十七名 佐

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五七号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県寒河江郡高屋一、八八五 武 田詩子外七十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五八号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県寒河江市丸内一ノ七ノ五九 柿本とも子外六十九名

紹介議員 戸 叶 武君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六五九号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県寒河江市六供町一ノ四ノ二 二 光位あや子外七十二名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六〇号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町新吉田七〇 一 鹿野タツノ外五十名

立等に関する請願

請願者 山形県寒河江市大字日田六三八

高橋弘光外七十四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六一号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市上町二ノ七〇 結城富

二子外七十一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六二号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市七日町四ノ三〇 鈴木

和雄外三十五名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六三号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県東原町二ノ三二 松

田美知外六十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六四号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市清水町九ノ一八 峰田節子

外六十二名

紹介議員 野々山一二三君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六五号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市清水町九ノ一八 峰田節子

外六十二名

紹介議員 野々山一二三君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県西置賜郡飯豊町松原五六四

山口あけみ外六十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六六号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県西村山郡大江町大字富沢一

〇三一 太田利男外五十名

紹介議員 森 豊君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六七号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県長井市小出二、四四一 高

橋政春外五十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六八号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県長井市五十川一、二八三

菊地たけ外七十一名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六六九号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県長井市小出二、八六八 大

道寺紀芳外五十八名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七〇号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県西置賜郡飯豊町大字萩生七

七七 宇津木孝一外七十九名

紹介議員 松永 忠一君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七一号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県長井市小出二、四四〇 島

津マリ子外四十四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七二号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県長井市成田一、四〇一 菅

野恵次外二十八名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七三号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県長井市小出二、七六三 二

宮重男外二十八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七四号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県南陽市梨郷二、七六九ノ一

三 鈴木紀雄外八十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七五号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県長井市宮二〇四ノ一 鈴木

二雄外六十四名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七六号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市元木二二六ノ五 大木カツ

ヨ外四十二名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七七号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市鳥居ヶ浜一五ノ一九 大沼

多美子外八十七名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七八号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県東村山郡中山町大字達磨寺

九六 国井良幾外六十四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六六七九号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市七日町五ノ三ノ二九 佐藤

忠司外八十七名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五三三五号と同じである。

第六六八〇号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形市香澄町二ノ四ノ七 高津輝子外四十七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五三三五号と同じである。

第六六八一号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県村山市大字浮沼三、一六四笹原篤子外五十二名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五三三五号と同じである。

第六六八二号 昭和五十年六月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山形県寒河江市日田弓員一七 佐藤花尾外六十三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五三三五号と同じである。

第六三三九号 昭和五十年六月十三日受理

療術の制度化に関する請願(十七通)

請願者 神戸市兵庫区湊町一ノ五ノ一六 甘田留吉外十六名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六三八一号 昭和五十年六月十三日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 兵庫県竜野市神岡町上横内一九二 森川千鶴子外十名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六三八二号 昭和五十年六月十三日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島県福山市西桜町一ノ六ノ八 藤木勉外十一名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六八〇七号 昭和五十年六月十八日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉宮町六ノ一一ノ一六 小松清外十二名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六八〇八号 昭和五十年六月十八日受理

療術の制度化に関する請願(八通)

請願者 高知市上町四ノ四ノ二三 森田倫世外七名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六三七〇号 昭和五十年六月十三日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願(五通)

請願者 長崎市西山町一ノ三三二ノ一七小

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六三七七号 昭和五十年六月十三日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願(三通)

請願者 栃木県大田原市元町一ノ一ノ一五 鈴木トウ外二名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六三七二号 昭和五十年六月十三日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 京都市左京下鴨半木町京都府婦人センター内 西原松恵

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六三七三三号 昭和五十年六月十三日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字大光寺 宇三村井 舟本寿代

紹介議員 寺下 岩蔵君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六四一四号 昭和五十年六月十四日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 山形県新庄市沼田町二ノ八 木田虎子外九名

紹介議員 安孫子 藤吉君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六五四一号 昭和五十年六月十六日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 宮崎県小林市緑町三ノ二宮崎県地域婦人連絡協議会内 野津初子

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六六八六号 昭和五十年六月十七日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 徳島市昭和町二ノ一徳島県婦人会館内徳島県婦人団体連合会内井上富美子

紹介議員 小笠 公昭君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六六八七号 昭和五十年六月十七日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願(二通)

請願者 鳥取県日野郡日野町根雨六二〇近藤久子外一名

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六六八八号 昭和五十年六月十七日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 山口県下関市貴船町大平山 林とら子

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六六八九号 昭和五十年六月十七日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願(四通)

請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇ノ

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

五川崎市婦人団体連絡協議会内
村上三代子外三名

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六六九〇号 昭和五十年六月十七日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 富山県氷見市南大町 姫野ゆき

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六八一三三号 昭和五十年六月十八日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 山口県美祿市豊田町今山 奥山 常子

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六八九五号 昭和五十年六月十九日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 山口市後河原松柄県教育庁社会教
育課内山口県連合婦人会内 竹村 綾子

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六八九六号 昭和五十年六月十九日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願(三通)

請願者 佐賀市城内二ノ二二ノ一二 牛島 国枝外二名

紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六九一八号 昭和五十年六月十九日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 山口市後河原松柄県教育庁社会教
育課内山口県連合婦人会内 藤 村ツタエ

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六九一九号 昭和五十年六月十九日受理

「被爆者援護法」の即時制定に関する請願

請願者 東京都中央区京橋二ノ一 荒川綾

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五八三五号と同じである。

第六三七六号 昭和五十年六月十三日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(九通)

請願者 石川県金沢市石引四ノ一三ノ三〇
白山律子外一万六千八百二十九名

紹介議員 石本 茂君

一、准看護婦養成廃止の実現のため昭和五十年度
入学を最後とすること。

二、看護学校三年課程の学生定員増を図ること。

三、進学コースの門戸拡大を図ること。(定員増
を図るとともに、国・公立進学コースにおいて
は入学基準等を改め多数の希望者を受け入れら
れるようにすること)

四、看護教育者の養成のため大学院を伴う大学看
護学部と看護の研究機関を設置すること。

理由

人間の生命に直接かかわる看護職の育成について
は、高校卒業生に対して三年以上の看護教育が必
要であり、准看護婦養成は、早急にこれを廃止し、
国民に対して責任ある看護を行いうる教育体制を
実現することが緊要である。

第六三七七号 昭和五十年六月十三日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(四通)

請願者 高知市南久万二〇四ノ四 林吉子
外三名

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六三七八号 昭和五十年六月十三日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市千谷川二ノ五ノ六
藤田秀外一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

請願者 東京都目黒区三田一ノ一ノ二七
根本令子

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六三七九号 昭和五十年六月十三日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区田代町鹿子殿八一
ノ一、一五九愛知県ガソリンセンター
内 東村しげよ

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六三八〇号 昭和五十年六月十三日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(二七通)

請願者 東京都江戸川区字喜田町二、四四
四 三浦史子外二十六名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六四二二号 昭和五十年六月十四日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(二通)

請願者 北九州市八幡西区南八千代町一〇
ノ一八 波多野照子外一名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五四七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市池田町二ノ五
長島伸枝外一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五四八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市千谷川二ノ五ノ六
藤田秀外一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五四九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 鳥取市上砂見二六〇 莊田敏枝外
一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 島根県松江市西津田町一、三四四
杉原之栄外一名

紹介議員 若ケ久保重光君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五一号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長沢七二三 坂
下咲子外一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五二号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 神奈川県逗子市沼間一ノ八ノ一八
中里あさ外一名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五三号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 川崎市高津区菅生二、〇九五聖マ
リアンナ医科大学病院看護婦寄宿
舎内 根本みち子

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五四号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 川崎市高津区菅生二、〇九五聖マ

子

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五五号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 広島県呉市阿賀北一ノ七ノ八 田

中洋子

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五六号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 広島市牛田本町六ノ一ノ一四ノ三

〇五 浅原和子

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田一ノ二七ノ二

二 村山和子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 千葉県東金市東金一、二七七 若

林桂子

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五五九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町五五〇 戸塚

和江

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

子

第六五六〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 千葉市仁戸町六七三三葉療養所

東病院内 吉田悦子

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六一号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都日野市新井六七七ノ一 田

中澄子

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六二号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 香川県高松市木太町二、七三二

小原ルリ子

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六三号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一ノ一国立

ガンセンター内 小野礼子

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六四号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字

館九五 小林文枝

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六五号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 新潟市有明大橋町七ノ二 星カッ

子

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六六号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷三

八 八尾峰子

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区子安通一ノ五四

鈴木久美子

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 山梨県韮崎市蓮崎町二、三三九

飯室さつえ

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五六九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 茨城県土浦市真鍋新町土浦協同病

院内 山崎光子

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡芦安村安通五四四

田沢久美子

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七一号 昭和五十年六月十七日受理

子

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 千葉県市原市辰巳台東二ノ一六千

葉労災病院内 清水悦子

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七二号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一ノ一 斎

木ユキ子

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七三号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町 中川寿子

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七四号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ三

ノ二一茗泉寮内 井上ユキ子

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七五号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台四ノ一七ノ五六

山下玲子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七六号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台四ノ一七ノ五六

三姓幸子

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 埼玉県東松山市南町四ノ九ノ一 大竹吉野

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都渋谷区広尾四ノ一ノ二 赤医療センター内 杉山静子

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五七九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都渋谷区広尾四ノ一ノ三 宮代ハウス内 山下早苗

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都渋谷区広尾四ノ一ノ二 赤医療センター内 加藤章子

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八一号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町北小林八八〇 独協医科大学病院内 川又町子

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八二号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 千葉県市原市菊間二、七三六 川上あや子

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八三号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野市平作二ノ一三ノ四 吉田かつ子

紹介議員 戸 武君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八四号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大町三ノ五ノ二 白井富

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八五号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 富永玲子

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八六号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 松村陽子

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 道辻美佐

子 紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 松下尚美

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五八九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 西村美幸

紹介議員 子 野々山一三君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 谷頭尚子

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九一号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 沖縄県浦添市西原二、三九一ノ一 川根幸子

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九二号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷三八 五川貞子

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九三号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 安田君江

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九四号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 山口県徳山市速玉町三ノ一五 古屋君江

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九五号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和町二九ノ一七 九 仲田澄江

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九六号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢六ノ三ノ三 甲村節子

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町長塚二六四 中込ゆま子

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 大阪府東区法内坂町二ノ一 国立大

阪病院内 吉田美恵
紹介議員 村田秀三君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六五九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 福島県白河市横町一四 遠藤美知

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 福島県白河市横町一四 中野西あつ子

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇一号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 長野県上田市緑ヶ丘一ノ二七ノ二 一国立東信病院内 大日向洋子

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇二号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 長野県伊那市大字西箕輪五一七五 尾崎幸

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇三号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 福島県白河市横町一四 吉田富子

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇四号 昭和五十年六月十七日受理
准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 山梨県甲府市山宮町二、二五七 上野敬子

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇五号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 大分市高松二ノ一四 鹿苑ハナコ

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇六号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉一ノ四一ノ二三 佐伯幸子

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都府中市府中町五、一九一 藤瀬喜代子

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇四号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(二通)

請願者 徳島市南佐古七番町二ノ二九 西部元美外一名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇五号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町鯉淵六、五二七ノ二三 飯塚キヨ外三名

紹介議員 岩上 妙子君
この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇六号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 札幌市中央区南二条西二五丁目 塚本信子外四名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 岡山市平和町七ノ二一 妹尾登美子外二名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 神戸市灘区神仙寺通四ノ三ノ二 植田美津子外三名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 長野県伊那市大字伊那二九八ノ一 原京子外三名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇一〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(三通)

請願者 福井市四ツ居本町一四ノ二〇 福井県立病院内 稲葉絹代外二名

紹介議員 熊谷太二郎君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇一〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(二通)
請願者 新潟市白山浦二ノ二〇ノ一二 永桑イツ外一名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇二〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 千葉県船橋市田喜野井町八七六ノ三四 土江信子外二十六名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇三〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 青森市浪打一ノ五ノ三 五十嵐良子外二名

紹介議員 寺下 岩蔵君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇四〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(十五通)

請願者 山梨県甲府市宝二ノ八ノ六 中沢博美外十四名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇五〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 茨城県勝田市枝川五三一 寺沼幸子外三名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六六〇六〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 広島市昭和町八ノ一〇 渡辺千代子外五名

紹介議員 永野 厳雄君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六七〇七号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 横浜市港區下永谷一、四〇三ノ四

五 桑名よし子外二十六名

紹介議員 桑野 章君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六七〇八号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市右京区鳴滝嵯峨園町一〇ノ一 橋信子外八名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六七〇九号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 鳥取市浜坂一、七〇八 中住礼子外一名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六七一〇号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 滋賀県大津市本宮一ノ九ノ九 笹川寿子外一名

紹介議員 望月邦夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六七一一号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町北小林八八〇 独協医科大学病院看護婦寮内 小松咲子外二名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六七一二号 昭和五十年六月十七日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 群馬県太田市高林寿町一、八二三ノ三 丹沢芳江外四百三十三名

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒四ノ八ノ五 矢作百合子外五十七名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八一〇号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(十一通)

請願者 埼玉県和光市諏訪二ノ一 辺見雅子外十名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八一一号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 三重県多気郡明和町大字斎宮 中北美和子

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八一二号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 青森県西津軽郡木造町字日向三ノ六 伝法谷巳代

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八一八号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第一日本赤十字高等看護学院内 三好京子外一名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八一九号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願(二通)

請願者 群馬県太田市高林寿町一、八二三ノ三 丹沢芳江外四百三十三名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二〇号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 千葉県船橋市東中山二ノ一ノ二 広岡節子外二名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二二号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 広島市瀬野川町中野平原一、〇六七ノ五五 井手マリ子外二名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二三号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区府前京都第二日本赤十字高等看護学院内 是竹みゆき外二名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二三号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭四二二 若松淳子外二名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二四号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 鳥取県米子市岩倉町一〇一 山崎昭子外一名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二五号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 京都市上京区小川通下立上ル京都第二日赤さつき寮内 中島宏女外三名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二六号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区深谷町八四ノ一 佐々木喜子外一名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二七号 昭和五十年六月十八日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市上石川一、九七九 永田都賀子外二名

紹介議員 和田 春生君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八二八号 昭和五十年六月十九日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 千葉県柏市光ヶ丘三ノ二ノ八 千葉英子外六千二百九十九名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六八九九号 昭和五十年六月十九日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町佐久米七三二 敦賀チエ外六千二百九十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第六三七六号と同じである。

第六九一五号 昭和五十年六月十九日受理

准看護婦養成即時廃止等に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬五ノ三九ノ一

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四三号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市機織山二二〇 吉田
オチ外五十九名

紹介議員 野々山 三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四三号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市機織山四〇 阿部勝
美外八十四名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四四号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市立沢一六 菊地勇次
外五十九名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四五号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市真滝字水口一〇三
熊谷幸一外五十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四六号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市滝字矢の目沢五
佐藤洋一外五十四名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四七号 昭和五十年六月十六日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市宮下町六ノ二八 菅
原礼子外六十九名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四八号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市末広二ノ一四一
榎一雄外四十九名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四四九号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市三関小沢二ノ二 齊
藤直三郎外五十四名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五〇号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市関ヶ丘五六 高橋せ
つ子外六十九名

紹介議員 宮之原良光君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五一号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市青葉一ノ五ノ三六
阿部守外七十九名

紹介議員 村田 秀二君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五二号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市狐禅寺字山田一九三
ノ一 小野寺初夫外七十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五三号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市宮前町一ノ五 千葉
つね子外七十九名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五四号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市赤坂字下谷地二六七
阿部兵之助外七十四名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五五号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市山目宮前町一〇ノ五
佐藤一夫外八十九名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五六号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市旭町七ノ二一 菅原
雪子外六十四名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五七号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市旭町七ノ二〇 斉藤
良太郎外六十四名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五八号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県一関市真栄字宮沢五一ノ四
二千葉正治外八十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四五九号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市真栄字宮沢五一ノ四
二 佐藤佳子外四十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四六〇号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県一関市三関字仲田七五 佐
藤トキ子外九十四名

紹介議員 和田静夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四六一号 昭和五十年六月十六日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 北海道根室郡瀬棚町字本町四区
松本靖彦外六十三名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四七二号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県紫波郡矢巾町土橋四ノ二四
ノ一 戸塚賢治外五十三名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六四七三〇号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市中川町一ノ六〇 阿
部ふみ子外五十四名

紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三二号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県紫波郡南村津志田一六ノ
二四ノ二三 橋本雄雄外五十三名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三三号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市高松二ノ三〇ノ三
中野好夫外三十八名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三三号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市上田三ノ四二 田中
セツ外三十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三四号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県紫波郡南村津志田一ノ六
種子弘外四十七名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三五号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一七ノ二三 吉
田勉外五十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三六号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一七ノ二三 堀

間フミ外五十四名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三七号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市清水町一ノ二七
工藤マサ外五十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三八号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市名須川町二八ノ一二
梅津順子外五十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七三九号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県紫波郡南村字上永井二二
ノ九九 小笠原セツ子外五十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四〇号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市下厨川字赤平四 大
越篤外四十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四一号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市八幡町二ノ一二
落合久三外四十四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四二号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市山岸一ノ二ノ八久保
アパート内 畔柳敬一外五十三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四三号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市浅岸字大塚三九 後
藤優外三十四名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四四号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市門の目二ノ二二七
小田島康紀外三十二名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四五号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市山岸一ノ一〇ノ二九
山本みち子外四十二名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四六号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市上田一ノ一二ノ二三
佐藤仁外三十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四七号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市月ヶ丘三ノ一二ノ二二
吉田アサ外四十一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四八号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市西青山三ノ一六ノ二
〇 黒沢金太郎外二十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七四九号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市清水町二ノ二二二
北田サツ外二十二名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五〇号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市上堂二丁目 木村徳
藏外二十七名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五一号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市青山一ノ二ノ一四
久慈正元外四十九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五二号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市西青山三ノ一八 山
谷守外五十八名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五三号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市前九年町一三 栗谷

川ナツ外六十四名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五四号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市浅岸字大塚一七〇一

小原正一外六十四名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五五号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田三ノ一八ノ一五

川合良朗外五十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五六号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市青山二ノ六ノ二〇

小林絃一外五十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五七号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田三ノ一八ノ一五

菊池正志外五十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五八号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市仙北一ノ一〇ノ一

浅沼テル外二十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七五九号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市青山四ノ一八ノ三

山中ヒロ子外七十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六〇号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野二ノ四〇ノ二

田中利子外五十九名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六一号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 宮城県仙台市遠見塚一ノ五ノ二八

野田トモ外三十二名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六二号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西青山一ノ一六ノ三

二 藤田正外六十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六三号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜町一ノ一七五 高

橋一三外五十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六四号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律賃金制確立に関する請願

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

請願者 岩手県盛岡市川目一六ノ二 佐々

木智外三十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六五号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月が丘一ノ六ノ一八

藤原隆外三十四名

紹介議員 戸 叶 武君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六六号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東中野町六ノ三二

七木田光子外六十四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六七号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市川目一五ノ五五ノ二

吉田忠一外五十四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六八号 昭和四十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市八幡町二ノ一六

吉田盛外六十四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七六九号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東大通三ノ五 藤原

好見外五十四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七〇号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市つじが丘四四ノ一

五 吉田光頼外二十六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七一号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市つじが丘四三ノ一

ノ五 藤原ユリ外五十七名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七二号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市つじが丘四三ノ四

ノ五 杉本政二郎外三十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七三号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市緑が丘一ノ一九ノ二

四 小野寺和文外二十九名

紹介議員 素 豊君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七四号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市緑が丘一ノ一九ノ

二三 立花勝広外六十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七五号 昭和五十年六月十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市天神町一ノ二三 細

川美奈子外四十四名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七六号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市本町通三ノ九ノ四三

中村正男外四十一名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七七号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市仙北町一ノ三六

松田清一郎外五十二名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七八号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市黒石野一ノ三 吉田

正雄外三十六名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七七九号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市上田町通一三ノ五

小野清吉外五十一名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八〇号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市黒石野一六ノ二 佐

々木治一外五十六名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八一号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県盛岡市天神町一〇ノ五 後

藤榮俊外三十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八二号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡平泉町平泉森下

鎌田正己外六十四名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八三号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市愛宕町八ノ三三 川

村昇外八十四名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八四号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市材木町四〇九 佐藤

アキ外五十四名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八五号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市愛宕町一ノ三一 伊

藤俊雄外八十四名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八六号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市材木町九ノ三 熊倉

陽志郎外四十五名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八七号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市花城町二ノ一三

佐藤忠夫外六十七名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八八号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市浅沢一ノ一 牛崎ア

キ外八十三名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六七八九号 昭和五十年六月十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市浅沢一ノ一四六

佐々木茂外七十四名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三〇号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市銘字中平七五ノ一

藤井裕喜外二十三名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三一号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯本一四ノ二七

八重樫テイ外二十四名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三二号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市成田一六ノ四五 伊

藤忠晴外二十四名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三三号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市高木二〇ノ二〇〇ノ

三六〇 佐藤智明外四十三名

紹介議員 西ケ久保重光君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三四号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜木町三ノ二〇 照

井孝一外二十四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三五号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜木町三ノ二〇 高

橋マツ子外二十四名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三六号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市中根子明堂 戸来果

夫外二十九名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三七号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜木町二ノ二六 菅

沼はな外二十五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三八号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市松園町七〇五 入江

よしの外二十五名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八三九号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市松園町七〇五 渡部

宏外三十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四〇号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市四日町二丁目 岩井

正外三十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四一号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市藤町二九七 只野リ

ツ外三十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四二号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ六

菊地ノブ外四十四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四三号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ六

第七部 社会労働委員会会議録第二十号 昭和五十年七月一日 【参議院】

請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ一

藤沢悟外四十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四四号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ一

名須川節子外四十四名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四五号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市東町六五ノ四 高橋

和市外四十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四六号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ七

後藤孝夫外四十四名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四七号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市東宮野目男 鎌田勇

男外四十八名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四八号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市於田屋町五五 高橋

栄子外四十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八四九号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市四日町一丁目 渡辺

弘外四十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五〇号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市石鳥谷町新堀一二ノ

七 高橋幸一外四十四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五一号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市四日町二ノ三ノ三六

西田吉男外四十四名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五二号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市吹張四ノ二一 熊谷

アヤ外六十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五三号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市高木二〇ノ二〇〇ノ

一〇五 原リエ外五十五名

紹介議員 志 裕君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五四号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市高木二〇ノ二〇〇ノ

請願者 岩手県花巻市高木二〇ノ二〇〇ノ

金沢和夫外六十二名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五五号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市高木二〇ノ二〇〇ノ

鎌田重高外四十五名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五六号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市高松三ノ六三ノ四

鎌田好子外三十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五七号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市大通一ノ一七ノ二二

宮川貞子外三十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五八号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市大通一ノ一七ノ七

阿部善治外三十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八五九号 昭和五十年六月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市大通一ノ一七ノ二五

田中勢子外三十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六〇号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市坂本町二ノ一二三 久
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六一号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市石神町三六ノ八 中
野修外十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六二号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市石神町三六ノ七 田
中ハル外三十四名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六三号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市石神町四一五 伊藤
アイ外二十七名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六四号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市石神町四二五 安藤
佐市外八十二名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六五号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市南城一八九ノ二 高
松津代子外七十四名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六六号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市南城二〇五ノ五 阿
部ユリ外七十一名
紹介議員 戸 叶 武君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六七号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市南城一八四 伊藤善
治外六十八名
紹介議員 戸田菊雄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六八号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町一五一ノ二 佐
々木ヨシミ外五十七名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八六九号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市本館一三ノ三三一 伊
藤キクエ外七十四名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七〇号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市本館一三ノ三三三 高
橋藤太郎外七十四名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七一号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市南城一八九ノ二 高
松津代子外七十四名

全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市本館 島山勝之外八
十四名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七二号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市東宮野目本館一、三
六八 斎藤孝一外八十三名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七三号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ一
白戸富男外三十六名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七四号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ一
村上ツネ外三十九名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七五号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ一
近藤浅子外三十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七六号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町三ノ六八ノ一
池田寅一外三十九名
紹介議員 藤田 進君

第六八七七号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町三ノ一九 伊
藤北造外三十九名
紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七八号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町二ノ一〇九ノ
八 小野寺与三郎外三十九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八七九号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町二ノ二二四
小原寿定外三十九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八八〇号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市桜町二ノ二二九
盛川務外三十二名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八八一号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市東町四ノ二三 平賀
信夫外二十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第六八八二号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市南城一八九ノ二 高
松津代子外七十四名

第六八八三号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市南城一八九ノ二 高
松津代子外七十四名

第六八八四号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岩手県花巻市南城一八九ノ二 高
松津代子外七十四名

請願者 岩手県花巻市東町四ノ一九 平賀

紹介議員 美枝外五十五名

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八八三号 昭和五十年六月十九日受理

請願者 岩手県花巻市東町八ノ八 佐々木

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八八四号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県花巻市東町五ノ一九 福岡

紹介議員 森下昭司君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八八五号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市神明町四ノ五 阿部

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八八六号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市若園町二ノ一四 芦

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八八七号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市神明町四ノ五 北畑

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八八八号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市茶畑二ノ四ノ八 吉

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八八九号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市茶畑二ノ四ノ八 藤

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六八九〇号 昭和五十年六月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市茶畑二ノ三ノ二

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第六五四二号 昭和五十年六月十六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市嵩山町字桂土三二

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六八九七号 昭和五十年六月十九日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市中柴町六四 小林久

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六五四五号 昭和五十年六月十七日受理
国の保育・教育予算の大幅増額による行届いた保

育の確保に関する請願

請願者 東京都品川区荏原一ノ三ノ七 笠

紹介議員 谷典子外千十三名

未来をにう子供たちが育つのにふさわしい保育・教育を確立し、すべての子供に行き届いた保育・教育を確保し、分け隔てのない保育を実現するために、次の事項の実現を図りたい。

一、希望するすべての子供が利用できる保育園・幼稚園を大量に建設すること。

1 保育所・幼稚園の大量増設・改築計画を緊急にたてること。

2 施設建設・改築計画を実施するのに必要な予算を確保すること。

3 施設の建物・設備・運動場などの基準を抜本的に改善すること。

ア、現行の建物・屋外遊戯場の大規模な基準引き上げを行うこと。

イ、休養室など職員の福利厚生部分を基準化するなど働く条件の改善を行うこと。

ウ、調理室の基準を明確にし、改善を図ること。

4 施設建設・改築の国庫補助基準は、用地も対象とし、補助率を引き上げて現実に見合うものとし、補助率を改善すること。

二、保育内容を豊かにするために、教材・給食・人件費など保育措置費を引き上げるとともに、物価・賃金に見合ったスライド制をとり入れること。

三、保育労働者の労働条件をただちに改善すること。

1 休憩・休息・諸休暇・諸権利行使を人員増で保障し、労働基準法などの法令違反をなくせるようにすること。

2 労働時間の短縮と研究・学習の時間を予算・人員増で補償すること。

3 腰痛症・頸けい腕症などを職業病として認めて保護し、ただちに予防対策を実施すること。

4 公・民・無認可の労働者は同一賃金とし、

大幅に改善すること。

5 職員の配置基準を全面的に改定し、改善すること。

四、無認可の保育所・幼児園・幼児教室・職場内保育所などへ公費助成をし、保育の保障・父母負担の軽減を図ること。

五、学童保育を実施しているところへ補助金を支給し、学童保育の制度化を急ぐこと。

六、国民の切実な要求に対する施策を実現すること。

1 父母の要求に見あった保育時間を、職員と経費の増加で確保すること。

2 産休あけからの零歳児・障害児・病児・夜間の保育体制を確立すること。

3 保育所・幼稚園の父母負担を軽減すること。

七、保育所養成機関を量・質ともに拡充すること。

1 多様な保育要求に答えられる教育内容に改善すること。

2 施設・設備の拡充と専任講師など職員配置の増員を行うこと。

3 教育機関としてふさわしい制度を早急に確立すること。

八、国の予算を民主化して社会保障・社会福祉を国民要求に答えうるものとするともに、地方自治体の超過負担解消及び財政の保障を行うこと。

九、物価上昇に見合った緊急措置を即時実施するとともに、インフレ政策をやること。

第六五四六号 昭和五十年六月十七日受理
国の保育・教育予算の大幅増額による行届いた保

育の確保に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区白山二ノ二ノ七都職
労文京支部婦人部内 小泉肇子外
六百六十九名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第六五四五号と同じである。

第六七九号 昭和五十年六月十八日受理
国の保育・教育予算の大幅増額による行届いた保育の確保に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎三ノ一三〇七
佐々木嘉子外八十六名

紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第六五四五号と同じである。

第六七九二号 昭和五十年六月十八日受理
国の保育・教育予算の大幅増額による行届いた保育の確保に関する請願

請願者 埼玉県深谷市上野台一、四二一ノ
一 深野静子外百名

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第六五四五号と同じである。

第六九〇〇号 昭和五十年六月十九日受理
国の保育・教育予算の大幅増額による行届いた保育の確保に関する請願

請願者 東京都文京区千石一ノ四ノ一二
原田信也外二百二十名

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第六五四五号と同じである。

第六九二三号 昭和五十年六月十九日受理
国の保育・教育予算の大幅増額による行届いた保育の確保に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市平戸一、四八四 坂
山ヤナギ外百二十名

紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第六五四五号と同じである。

第六六〇八号 昭和五十年六月十七日受理
社会保険労務士法の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ七ノ五
社団法人日本社会保険労務士会会
長 古井喜美外千五百八名

紹介議員 山崎 昇君

一、社団法人日本社会保険労務士会を社会保険
労務士法の団体として社会保険労務士を強制
登録制とすること。

二、労働及び社会保険に関する法令の適用を受
ける事業所、事業場及び労働社会保険各法に
定める公法人には、社会保険労務士の設置を
義務付け、労働・社会保険諸法令に関する義
務を行わせること。

三、社会保険労務士の行う業務のうち、次の三
項目につき代理業務を付与すること。

1 行政機関に提出する申請、届出、報告等
に関する業務

2 審査請求、再審査請求及び不服申立て等
に関する業務

3 行政機関の監査及び調査に関する立ち会
い等に関する業務

四、社会保険労務士法第二条第二項の制限事項
「療養の給付及びこれに相当する給付の請求に
関する事務」を撤廃すること。

第六六八四号 昭和五十年六月十七日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する
請願

請願者 東京都清瀬市松山二ノ一三ノ一二
障害年金改正をすすめる会内 古
川克助外四百名

紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第六六八五号 昭和五十年六月十七日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する
請願

請願者 東京都清瀬市松山二ノ一三ノ一二
障害年金改正をすすめる会内 黒
岩滝市外五百九十三名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

昭和五十年七月十四日印刷

昭和五十年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局